

令和 5 年第 1 回府中町議会定例会

会 議 録（第 4 号）

1. 開 会 年 月 日 令和 5 年 3 月 1 0 日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和 5 年 3 月 2 2 日（水）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（17 名）

議長	梶 川 三樹夫 君	副議長	二 見 伸 吾 君
1 番	川 上 翔一郎 君	2 番	宮 本 彰 君
3 番	西 山 優 君	4 番	狩 野 雄 二 君
5 番	坂 田 栄 一 君	6 番	田 中 伸 武 君
7 番	山 口 晃 司 君	10 番	西 友 幸 君
11 番	寺 尾 光 司 君	12 番	力 山 彰 君
13 番	三 宅 健 治 君	14 番	齋 藤 昇 君
15 番	益 田 芳 子 君	16 番	橋 井 肇 君
17 番	児 玉 利 典 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（1 名）

18 番 木 田 圭 司 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

1 会議録署名議員の指名

2 一般質問

3 第 25 号議案 府中町国民健康保険税条例及び府中町介護保険条例の一部改正
について

4 議員提出第 1 号議案 府中町議会の個人情報の保護に関する条例の制定につい
て

5 選挙管理委員及び補充員の選挙について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	佐藤信治君
副町	長	齋藤哲也君
教 育	長	新田憲章君
総務企画部	長	増田康洋君
財務部	長	胡子幸穂君
福祉保健部	長	山西仁子君
町民生活部	長	森本雅生君
建設部	長	井上貴文君
消 防	長	新宅和彦君
教 育 部	長	榎並隆浩君
危機管理監		屋敷学君
保健福祉部次長兼福祉課長		長西弘子君
町民生活部次長兼自治振興課長		谷口充寿君
建設部次長兼職都市整備課長		磯 亀 智君
総 務 課	長	宮脇理恵君
税 務 課	長	藤田正明君
子育て支援課	長	金本智巳君
高齢介護課	長	伴谷文乃君
環 境 課	長	砂崎勇介君
環 境 課 主 幹		大神規正君
環 境 課 主 幹		梶山睦生君
維持管理課	長	谷口洋二君
社会教育課主幹		小路和司君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 森 太 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 議事の内容

(開会 午前 9時30分)

○議長（梶川三樹夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は１７名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和５年第１回府中町議会定例会第４日目の会議を開きます。

（開議 午前 ９時３０分）

○議長（梶川三樹夫君） 本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（梶川三樹夫君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、８番二見議員、１０番西議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（梶川三樹夫君） 日程第２、一般質問を議題に供します。

昨日に引き続き、厚生関係の質問を行います。

厚生関係第２項、府中町観光マップなどの充実を、１２番力山議員の質問を行います。

１２番力山議員。

○１２番（力山 彰君） １２番、力山です。

皆さんおはようございます。今日一番目の質問をさせていただきます。

府中町観光マップなどの充実をについて質問いたします。

府中町はその昔、国府が置かれるなど古い歴史を持つまちで、町内には古墳時代の上岡田古墳や令和３年３月に国の史跡として指定された下岡田官衙遺跡など、多数の史跡・遺跡を有しています。

町内外からその史跡・遺跡を訪ねる人も多数おられることから、町は史跡や遺跡の位置、由緒などを紹介した府中町観光マップを作成し、史跡・遺跡を探訪される方々に提供しています。私もこの観光マップを手にして遺跡・史跡を訪ねてみましたが、道が分かりづらいなど気になったことがあります。また、町には新たに府中町おでかけ案内冊子（仮称）も作成されると聞いています。

そこで、次のことについてお尋ねします。

1、探訪した際、史跡・遺跡を説明する案内板がないところや、案内板があっても劣化して文字が読めないものもありました。これらの案内板を再整備する計画はありますか。

2、史跡・遺跡に至る道案内板の設置や、府中町観光マップにQRコードをつけてスマートフォンで史跡・遺跡の情報が見えるようにする考えはありませんか。

また、府中町観光マップ記載の史跡・遺跡一覧表と教育委員会ホームページで紹介している歴史・史跡・遺跡とは若干異なっているように思いますが、これらの整合性をとるお考えはありませんか。

3、府中町おでかけ案内冊子（仮称）はどういった内容ですか。また、活用方法や配布先など、どのように考えておられますか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（森本雅生君） 皆様、おはようございます。町民生活部長です。

力山議員からの一般質問、府中町観光マップなどの充実についてに答弁いたします。なお、教育委員会所管の内容も含まれておりますが、私のほうで一括して答弁します。

初めに、御質問の府中町観光マップは、表面はコンセプトを府中町の概要やアクセス方法・観光・自然の紹介など実用的な紙面とし、府中町全体の地図の中に町名・公共施設・路線バスとつばきバスのルートとバス停、水分峡散策コース、呉娑々宇山登山ルート、史跡、水分峡森林公園キャンプ場等の観光案内を掲載しています。

また、裏面はコンセプトを神話や史跡、昔の話や地理、近代の写真などを紹介し、現代と対比させながら歴史に思いをはせる紙面とし、簡単なイラストマップへ年表、昔の写真をスマートフォンで見るためのQRコード、水分峡森林公園や揚倉山健康運動公園等の紹介や利用方法、昔の海面や昔の街道等の観光案内を掲載しています。

平成29年に第一版を発行し、その後一部記載内容の変更が必要となったことから修正等を加え、令和4年3月に現在の第二版を作成しました。サイズはA1で両面フルカラーとなっています。

この府中町観光マップは、実用的であると好評をいただいております。町内は町内公共施設・向洋駅北口、町外は広島駅・広島港・平和公園レストハウス・THE OUTL

E T S H I R O S H I M A 等において希望者へ配布、その数は月約 6 0 0 部となっています。

それでは 1 点目の御質問、探訪した際、史跡・遺跡を説明する案内板があっても劣化して文字が読めないものがありました。これらの案内板を再整備する計画はありますかについてです。

教育委員会が史跡・遺跡に設置している案内板は、主に昭和 5 8 年から昭和 6 0 年にかけて設置したもので、現在は 2 0 か所に設置しています。現在、再整備計画はありませんが、文字が読みにくくなっている案内板は少なくとも年に 1 か所ずつではありますが更新を行っており、案内板の記載内容を変更する必要がある場合は、府中町文化財保護審議会委員などの専門家の方から御指導いただきながら更新しています。令和 4 年度は 2 か所の案内板を更新することにしています。今後も、訪れた方々に文化財の理解を深めていただくため、定期的に点検を行い、必要に応じて更新してまいります。

また史跡、下岡田官衙遺跡の活用について周辺に点在する文化財との連携も検討していく中で、案内板の記載内容を変更する必要がある場合も更新していきたいと考えております。

続いて 2 点目の御質問、史跡・遺跡に至る案内板の設置や府中町観光マップに Q R コードをつけ、スマートフォンで史跡・遺跡の情報が見えるようにするお考えはありますか。また、府中町観光マップ記載の史跡・遺跡一覧表と教育委員会ホームページで紹介している歴史・史跡・遺跡とは若干異なっているように思いますが、これらの整合性をとるお考えはありますかについてです。

まず、史跡・遺跡に至る道のりの案内板については現在設置していませんが、教育委員会のホームページで紹介している各史跡や遺跡のページの中には、史跡などの位置を御確認いただけるよう地図を掲載しています。今後は、より分かりやすく道案内させていただく方法を調査・研究してまいります。

次に、Q R コード表示については貴重な御意見であり、利用者目線からも必要性が理解できるため、検討してまいりたいと思います。なお、府中町観光マップはその名のとおりマップをメインとし、府中町の歴史・文化や自然の魅力の簡易な紹介、そして目的地までの容易なアクセス方法表示を内容としています。教育委員会ホームページとの内容の整合性には配慮していますが、紙面の関係から統一的な記載となってい

ない等の面はどうしても発生してしまいますので、詳しい内容については教育委員会ホームページにて御確認及び情報収集していただきたいと考えています。

最期に３点目、府中町おでかけ案内冊子はこういった内容ですか。また、活用方法や配布先など、どのように考えておられますかについてです。

このおでかけ案内冊子は、府中町観光マップとの併用により町内観光資源を広く発信するとともに、観光客の周遊を促進するための町内散策を目的として、名称をはじめ今までには行っていない飲食店等の情報を掲載させて、今月末に発行予定となっています。飲食店等の掲載に当たっては、広報ふちゅうや町ホームページ、商工会を通じ募集を行いました。町内外者を問わず、町内を周遊する際にぜひ御活用いただきたいと思っています。

また、広島広域都市圏事業として、令和３年６月より広島市内から観光客を府中町内で周遊させることを目的に運用しているシェアサイクル、ピーすくるを利用した散策も広くアピールしていきたいと考えています。

配布先は府中町観光マップと同様、町内は町内公共施設、向洋駅北口、町外は広島駅・広島港・平和公園レストハウス・THE OUTLET SHIROSHIMA等を予定しています。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君）　２回目の質問ございますか。

１２番力山議員。

○１２番（力山　彰君）　答弁ありがとうございました。答弁の中で、教育委員会が史跡・遺跡に設置している案内板は２０か所、現在再整備の計画はないが、文字が読みにくくなっている案内板は少なくとも年に１か所ずつ更新を行っており、令和４年度は２か所の案内板を更新することになっているとの答弁をいただきました。

私が今回見て回ったのは、府中町観光マップの史跡・遺跡一覧表に記載されている２１か所で、そのうち町が作った案内板が設置してあったのは１２か所、残りは案内板そのものがなかったり、神社やお寺、または地元が作ったものが設置してありました。

町設置の１２か所の案内板の状態についてですが、案内板表面がひび割れて読みづらくなっているものが３か所、経年劣化により文字や字が薄くなって読みづらくなっているものが３か所あるなど、見て回った半数以上の案内板の状態はよくありません

でした。状態の悪い案内板を年に1か所ずつ更新していたのでは、終わるまでには何年もかかってしまいます。現在再整備の計画はないとのことですが、状態の悪い案内板については早急に更新していただくようお願いします。

次に、道案内版の設置についてですが、府中町観光マップに掲載されている地図は長年府中町に住んでいる私でも読みづらく、特に広い道から路地に入る場所の特定が難しい。迷わずに入って行けるよう、道案内版の設置を前向きに検討していただくよう、改めてお願いします。

次にQRコードについてですが、府中町観光マップのQRコードで、カーナビのような機能も開けるようにしたらどうでしょうか。目的地に確実にたどり着くことができるようになります。また、現地の案内板にもQRコードを付加してはどうでしょうか。より便利になると思いますので、御検討のほどよろしくお願いします。

続いて、府中町おでかけ案内冊子についてですが、案内冊子には今まで行っていない飲食店などの情報を掲載しており、府中町観光マップとの併用により、町内の観光資源をより広く発信していくことと答弁いただきました。この冊子を町内外の方に広く活用していただくことを期待しますとともに、町においては今後この冊子をさらに発展させていただくようお願いします。

さて、史跡・遺跡の案内板について再度お伺いします。この質問は、教育委員会に対する質問でございます。

今出川清水は昭和60年に環境省の全国名水100選に出合清水の名称で選定されましたが、平成24年に古地図の図面から正しくは今出川清水であることが分かり、教育委員会はその旨を環境省に届け出て、名称を今出川清水に訂正することが了承されました。これを受け、教育委員会は案内板の取替えを進められました。

それから10年たったこのたび、府中町観光マップを手にとってここを訪ねてみますと、名称・由来を説明した案内板は取り外されており、ここが今出川清水であるということを示すものは何もありません。あるのはみんなで守ろう東川の清水、東川の清水を守る会というのぼりだけです。

そこで、次のことについてお伺いします。

一つ、案内板がなぜ取り外されているのでしょうか。

2、新たに案内板を取り付ける計画はありますか。

3、新たに案内板を取り付ける際の名称はどのように表示されますか。

答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 社会教育課主幹。

○社会教育課主幹（小路和司君） 社会教育課主幹です。力山議員からの2回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目の御質問、案内板がなぜ取り外されているのでしょうかについてです。

今出川清水の案内板につきましては、平成24年度に出合清水から今出川清水への名称の訂正が確定しており、誤った名称のまま長期に設置しておくわけにもいきませんので、翌年の平成25年7月に撤去しております。

2点目と3点目の御質問については、併せてお答えさせていただきます。

新たに案内板を取り付ける計画はありますかと、新たに案内板を取り付ける際の名称はどのように表示されますかについてです。

教育委員会としても、案内板がないことで、撤去した頃から今出川清水を訪ねて来られる方が困られている状況があることや、町民の方からも案内板未設置についての問い合わせもあることから、できるだけ早く案内板を設置したいと考えています。名称訂正後の案内板を作成するに当たり、地域住民の皆様から案内板の名称の今出川清水に、地域の皆様が使われていた名称である東川を併記してほしいとの御意見をいただきましたが、当時の府中町文化財保護審議会からは、その名称について根拠資料がないということから、案内板の名称は今出川清水だけにするという御意見をいただきました。その後現在まで調整がつかないことから、設置できない状況が続いております。

文化財は地域の方に愛され、地域のコミュニティも含め守られていくものと考えていますので、案内板を設置する際には改めてこれまでの経緯を加味しながら、名称の表示を含めてどういった方法があるか調査・研究していきたいと考えています。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問ございますか。

12番力山議員。

○12番（力山 彰君） 答弁ありがとうございました。今出川清水につきましては、10年前の平成25年6月議会で質問させてもらったことがあります。質問事項は、名称今出川掲示看板の記載方法についてです。質問趣旨は、現在名称掲示看板表示の訂正に当たり、通称東川の併記などについて地元と協議していると聞いているが、そ

の経緯と教育委員会の考えを伺うというものです。

この質問に対し教育委員会からは、教育委員会といたしましては、この答申を踏まえて広報ふちゅうの10月号から翌年平成25年1月のふるさと歴史散歩におきまして、出合清水が今出川清水であることが判明した経緯について掲載をいたしまして周知を行うとともに、平成24年11月17日には周辺地域の町内会の方々並びに町民を対象に説明会を開催したところでございます。その後、現地に設置しております案内板の表記について、関係者と協議を行ったところです。文化財保護審議会からは、史実に基づいた学術的な立場からの御意見がある一方、地域の方からは、地域で昔から呼び継がれている通称東川も大切に残してほしいというものでございました。名水100選として地域の宝として愛され、地域の力で守り続けられてきた愛着ある清水の呼び方について、教育委員会といたしましても専門的に検討された史実に基づいた名称としながらも、地域の人々が地域の財産として呼び継がれている呼び方も尊重しつつ、案内看板などの訂正について取り組んでまいりたいと考えておりますとの答弁をいただきました。また、前町長からもそれに沿った答弁をいただいております。

その上で、説明書きの中に入れてもいいのではという考え方を時間をかけてでも御理解をいただき、ぜひそのようにしてほしいということを地元自治会にお願いしているところですといった答弁をいただいております。

ただいま、今回の質問に対し、できるだけ早く案内板を設置したいと考えているが、現在まで調整がつかないことから設置できない状況が続いていますとの答弁もいただきました。案内板を取り外されて10年経過した今も、案内板が取り付けられていないという状態はいかななものでしょうか。

この間、今出川清水を訪ねてきた人々の今出川清水に対する理解を深める機会が失われ続けています。案内板を設置するのは教育委員会の責務ではないでしょうか。

また、話は変わりますが、10年前に一般質問を行った後、私は次の2点について疑問を持ちました。

1点目は、府中町の今出川と京都御所のそばを流れている今出川との関連性です。
2点目は、案内板になぜ名称を併記してはいけないかという疑問です。

まず、府中町と京都の今出川との関連性を調べるため京都歴史資料館を訪れ、京都の今出川の由来などについて調べましたところ、京都の今出川の名称は中津川の水が直接今出てきたということから名づけられたという説があり、川の現象・成り立ちを

表した名称で、府中町の今出川も湧き出した水が川となって流れていることから今出川という名になったのではないか、湧き出した水が川となっているのは日本各地にあるので、今出川という名の川も日本各地にあるのではなかろうかとのことでございました。

二つ目の疑問、案内板になぜ名称を併記してはいけないかについては、文化庁に調査に伺ったところ、相談があったものは天然記念物でもなく国指定の文化財でもない。府中町は文化財に準ずるものとして扱われているそうですが、名称は地方で決められればよいとのことでした。案内板の名称を単独表記にするか、通称名称を併記するかのいずれかを取るにしても、直ちに地元と調整し、できるだけ速やかに案内板を取り付けていただくようお願いします。

なお、地元では東川を併記することを強く望んでおられます。

このことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第2項、府中町観光マップなどの充実を、12番力山議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第3項、避難行動要支援者に関する取組について、16番橋井議員の質問を行います。

16番橋井議員。

○16番（橋井 肇君） 皆さん、おはようございます。16番橋井です。

それでは、避難行動要支援者に関する取組について伺います。

自然災害でより被害を受けやすいのは、障害者や高齢者などの災害弱者です。近年の大規模災害では、犠牲者の6割以上を災害弱者が占めています。東日本大震災の教訓として、障害者・高齢者・外国人・妊産婦等の方々について、情報提供・避難・避難生活等様々な場面で対応が不十分な場面があったことを受け、こうした方々に係る名簿の整備、活用を促進することが必要とされたことから、平成25年の災害対策基本法の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされました。

令和3年度から始まった政府の防災減災・国土強靱化のための5か年加速対策により、堤防やダム整備、道路や下水道の老朽化対策など、ハード面の取組が着実に進められております。

同時に重要なのが、逃げ遅れなどを防ぐ地域の実情に沿ったソフト面の対策です。近年激甚化する自然災害においても、多くの高齢者や障害者等の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、災害時の避難・支援等を実行性のあるものとするためには、個別避難計画の作成が有効とされたことから、令和３年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。

この計画では、自力で避難することが難しい高齢者や障害者などを対象に、いつ、どこへ、誰と、どういう方法で避難するかをあらかじめ決めておき、計画に基づく避難訓練など、実行性を高める取組を進めるべきであるとしています。

個別避難計画の作成は全国で普及が進み、内閣府によると、作成済み・一部作成済みの市町村は約７割になっているとのことです。

本町における個別避難計画の現在の状況と課題、今後の取組についてお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） おはようございます。福祉保健部長です。１６番橋井議員の一般質問、避難行動要支援者に関する取組について答弁いたします。

災害対策基本法の平成２５年及び令和３年の改正により、議員御指摘のとおり、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされ、避難行動要支援者について個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。避難行動要支援者名簿は、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者などの避難行動要支援者の氏名・連絡先等を記載した名簿のことで、避難行動要支援者の同意を得た上で災害が起きる前から避難支援等関係者と名簿情報を共有することによって、平常時の見守りや災害時の避難支援や安否確認などに活用するものです。本町においても、名簿の整理及び個別避難計画の作成に向け、事務を進めています。

御質問の個別避難計画の作成状況と課題、今後の取組についてですが、今年度は避難行動要支援者名簿の登録要件の検討・見直しを行うとともに、個別避難計画作成の優先度について、地域のハザードの状況や避難行動要支援者本人の心身の状況等を考慮した優先度で整理・決定し、事務を進めました。

令和５年２月２８日現在の避難行動要支援者は１，４４９人で、うち名簿提供同意

者は1,202人で全体の82.95%ですが、令和5年に新しく対象となる84人の避難行動要支援者に対し、現在避難支援制度の案内と要支援名簿登録申請書兼同意書を送付し、名簿の更新事務を進めているところです。

併せて、避難行動要支援者への避難支援制度通知に伴う協力について、町内会・民生委員児童委員・介護保険サービス事業者及び障害福祉サービス事業者に依頼の説明を行っております。

また、令和4年12月には府中町消防団と府中町避難行動要支援者名簿情報の取扱いに関する覚書を締結し、覚書に基づき名簿提供を行っております。

個別避難計画については、今年度は福祉・医療関係者に事業説明を行い、個別避難計画の作成について委託実施する予定でしたが、現在は介護サービス事業者連絡協議会及び障害者地域自立支援協議会への事業説明を行い協力依頼をしたところで、個別避難計画の作成の委託には至っておりません。

今後の課題としては、避難行動要支援者名簿の提供については府中町消防団とは府中町消防署の協力の下、名簿提供が実現できましたが、ほかの避難支援等関係者への提供については、保管方法など他の自治体の先進事例を参考に関係団体と協議が必要と考えております。

また、個別避難計画の作成につきましては、福祉・医療関係者と支援方法について協議を進めながら、優先度に従い早急に取り組んでいかなければならない課題と受け止めております。

さらに、避難支援制度の周知については広報やホームページに掲載するほか、介護保険の新規認定時やケアマネジャー、相談支援専門員を通じて情報提供を行うなど、丁寧に周知してまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問ございますか。

16番橋井議員。

○16番（橋井 肇君） 御丁寧な御答弁、ありがとうございました。避難行動要支援者名簿を現在作成中で、個別避難計画はまだこれからという回答だったと思います。

それで、答弁の中で避難行動要支援者名簿登録対象者は具体的にはどのような人になりますか。また、計画作成の優先度を整理したとありましたが、その内容を教えてください。お願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

福祉課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼福祉課長（長西弘子君） 福祉課長兼職次長です。ただいまの橋井議員の２回目の御質問にお答えいたします。

避難行動要支援者名簿登録対象者に該当する方は、介護保険の要介護４以上の人、身体障害者手帳の視覚・聴覚・肢体不自由のうち下肢・体幹・移動機能の障害の程度が１級から２級の交付を受けている人、療育手帳マルＡまたはＡの交付を受けている人、精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている人、その他避難支援等が必要と認められる人です。

計画作成の優先度については、ハザードの状況、避難行動要支援者本人の心身の状況と支援の必要性の３項目を設定し、全てを満たす人を優先度が高いと判断するものとししました。具体的には、ハザードの状況は土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域居住者で避難行動要支援者本人の心身の状況等は、避難行動要支援者名簿登録者であって自身の個人情報の提供に同意をしている人、支援の必要性が自力での避難が困難であり、家族等の支援を受けることができない人を言います。

答弁は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ３回目の質問ございますか。

１６番橋井議員。

○１６番（橋井 肇君） 大変ありがとうございました。２０１８年７月の西日本豪雨で、府中町も大きな被害を受けました。この豪雨災害で最大の犠牲者を出した岡山県倉敷市真備町では、犠牲者の５１人のうち４５人が６５歳以上の高齢者でした。被害が高齢者に集中しているという現実があります。

高齢者や障害者などを守る対策として注目されているのが個別避難計画です。避難に必要な人を自治体が名簿化し、一人一人の避難計画をつくることでみんなが助かることを目指しております。

計画の作成は各市町村の努力義務、義務ではなく努力義務とされておりますが、内閣府と消防庁によると、対象となる全住民の計画を作成し終えた自治体は１割程度となっております。ですが、１割の自治体は策定済みです。府中町も災害を経験したわけですから、この災害に備えた対策を一段と加速するべきだと思います。

また、計画に基づく避難訓練の実施など、実行性を高める取組も進めるべきである

と思います。

また、災害時における避難所運営や備蓄品の策定をはじめ、防災対策には女性の視点が欠かせないというふうに言われております。自治体の防災会議に占める女性委員の割合が低いことなどが、全国で課題となっているようです。女性の防災人材の育成・活躍を推進し、地域防災力の向上につなげていただきたいと思います。

最後に、個別避難計画をいつまでに作成するのか、目標を持って取り組んでいただきたいことを要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第3項、避難行動要支援者に関する取組について、16番橋井議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係、第4項、子どもの予防的支援構築事業の進捗は、17番児玉議員の質問を行います。

17番児玉議員。

○17番（児玉利典君） 改めまして、皆さんおはようございます。17番児玉でございます。私のほうからは、子どもの予防的支援構築事業の進捗についてお伺いいたします。

本件は、9月定例会におきましても同僚議員から質問がありましたが、その後の経過について、また本定例会におきましても町長の施政方針の中にも触れられておりましたので、主要事業として質問する次第でございます。

質問趣旨でございますが、府中町では令和元年から広島県のモデル事業として、また令和4年度からはデジタル庁の実証実験として先進的に取り組まれてまいりました。また、来年度からは、近隣市町におきましても取組が始まると聞いております。

本事業は、御承知のとおり国が示すDX、デジタルトランスフォーメーションの政策の一環で、これまで多くの情報聞き取りや過去の事例を基に実態を調査していたものを児童虐待の通報等やネウボラの情報、学校現場での出席状況や保健室の来室、歯の健診結果などの情報を基にAI分析をし、子どもの異変を早期に発見すると同時に、リスクが表面化する前に予防的支援を継続的に行うことで、子育てに対する悩み・全国的に問題となっている虐待児の虐待等の不幸な事件を未然に防ぐことに貢献できるという大きな期待があります。

当町では、これまでも先進的に取り組まれてきたネウボラの面接時等にタブレットを使用した電子カルテの運用、あるいは産後ケアのオンライン化などのシステム構

築もやってこられましたが、これらのデータをいかに運用し子どもの予防的支援に結びつけるか、国・県と取組を含め本年度中にまとめが出ると聞いています。

そこで、以下の2点について伺います。

1、成果報告の進捗状況と結果について。

2、今後の課題について。

以上、御答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。17番児玉議員の一般質問、子どもの予防的支援構築事業の進捗はについて答弁いたします。

子どもの予防的支援構築事業は、広島県のモデル事業として令和元年度から実施しており、議員御指摘のとおり令和4年度はデジタル庁の実証事業として採択され、広島県と共同で事業を進めてきました。採択後はオンラインで2週間に1回ペースでデジタル庁と国の検証受託事業者、広島県と定例会議を開催し協議を重ね、3月下旬に成果報告を行う予定となっております。

御質問の1点目、成果報告の進捗状況とその結果についてです。子どもの予防的支援構築事業については、まず母子保健データの分析を行い、令和4年10月24日にデジタル庁がまとめた中間報告を受けました。中間報告においては、支援対象児童と関係機関への調査方法、児童に対するアプローチとして直接訪問等をする場合の配慮、検証方法などの課題について報告があり、その後、課題の検証とデータの再分析を進めてきました。

支援フロー等については、システム分析によるリスク判定を受け、リスク予測値を10%刻みで児童数を算出、その結果を参考に子育て支援課の子ども家庭総合支援拠点の職員が対象児童を決定し、関係機関等に調査を依頼します。調査後支援が必要な対象者については、個別の支援へとつなげていきます。

リスクがあるといっても何も起こっておらず、健全な育成状態である児童もいるため、支援が必要だと認める児童については、既存のサービスの利用状況を確認し、現につながっているサービスなどからの自然なアプローチを進めていくこととします。

また、調査については少人数から開始し、支援の進捗状況を見ながら調査対象者のリスク予測値の幅を広げていく予定です。最終指標として、保護者が安心して子育て

できている要保護児童の減少、子どもが健やかに成長しているなどを掲げ、支援業務の施行結果としてはどれだけアウトリーチ、訪問型の支援につながったのか、どれだけ業務の効率化ができたのかなど整理していく予定です。

以上の内容を含めた支援フロー及びプライバシー、倫理面での整理、名寄せ作業、効果検証、データ分析と分析結果の評価、判断基準と構築の評価、支援業務の試行結果等について、成果報告会において広島県と共同で報告する予定です。

本事業はシステムを利用した児童虐待と未然防止に向けた先進的な取組のため、事業の検証を繰り返しながら今後も推進していくこととなります。まずは事業の目的である子どもの育ちにつながるリスクを早期に把握し、関係者で情報共有して予防的支援を行うことにより、様々なリスクが表面化する前に察知し、子どもが心身共に健やかに育つために切れ目のない支援を継続できるよう、事業を推進してまいります。

御質問の２点目、今後の課題についてですが、本格的な調査開始に向けて本事業の目的や調査方法について、町のホームページや広報紙で周知していくとともに、システムに収集する情報を所有している担当課の窓口には事業説明の周知文の配架を予定していますが、この住民周知の方法と個人情報の問題についての整理は大きな課題であり、関係機関と協議を重ねながら慎重に進めてまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ２回目の質問ございますか。

１７番児玉議員。

○１７番（児玉利典君） １７番児玉でございます。大変丁寧な答弁ありがとうございました。

まず、実証実験のまとめについてはまだ出ていないということで、これについてはまた後日結果が出てから確認をさせていただきたいと思います。

これまで児童虐待等に対しては通報をトリガーに実態を調査し、現地あるいは面談等をやられながら指導や必要であれば保護とするような形だったものが、本事業は様々なデータをＡＩで分析し、リスクを未然に防ぐ画期的なシステムだと思います。子どもたちの不幸な事件に発展させない仕組みづくりであるということを理解いたしました。

これらを含めまして、次の二つの質問をさせていただきます。先ほどもちょっと説明しましたが、これまではアナログ的な手法、聞き取り・現地調査などが主でしたが、

今後はデジタル化を進める中で変わったことが何かあれば教えてください。

また、今後の効果の検証方法についても伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（金本智巳君） 子育て支援課長です。17番児玉議員の2回目の御質問について答弁させていただきます。

1点目、業務のデジタル化を進める中で変わったことなどありましたらということについてですが、令和元年度から本事業を進める中で、ネウボラふちゅうの母子保健データ及び子ども家庭総合支援拠点の虐待相談関連データもデジタル化を進めることができました。

本事業に取り組むことで、児童虐待業務では対象児童及び家庭の状況把握、分析、どのような支援が必要なのか明確にするために必要な情報収集がスムーズになり、児童福祉と母子保健等関係機関との連携も強化されました。会議資料など紙媒体で管理や持ち運びをしていましたが、紛失などの情報漏えいのリスクが軽減し、アラート通知機能があることで転出などの住民基本情報の変更などの異動がすぐに分かり、手続のサポートがしやすくなりました。

児童虐待については、通告があってから職員が関係部署から情報を収集し対応していましたが、子どもデータ統合システムにより過去の類似したパターンから統計分析により予測するため、アセスメントをする協議などでいろいろな視点での意見が出るようになったと聞いております。

2点目、今後の効果検証方法についてについてですが、システムの判定基準の評価としては、支援フローに従い調査・潜在的に支援が必要な児童の発見、既存のサービスを活用した個別支援を継続的に進めていきます。

活動指標としてこれまで発見できなかった子ども・家族を把握した件数、リスクあり群のうち実際に支援を行った件数、予測モデルの実際の制度と設定し、その結果の評価を繰り返しながらシステムの精度を上げていくこととなります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問はございますか。

17番児玉議員。

○17番（児玉利典君） ありがとうございます。デジタル化することで、まず情報収集がスムーズになった。あるいはその情報を展開しやすくなったというようなこともあると思います。今までは、その膨大な資料を持ち寄って会議等をされておることがタブレット一つでできる、ペーパーレスになったりそういうこともあるんですが、より多くの情報が皆さんと共有できるというようなこと、あるいはそのデータを紛失することがなくなるといいですか、リスクが軽減される等あります。情報を一元化することによって効率化が図れるとともに、確実な情報が皆さんと共有できるというところは大きな前進だと思っています。

また、効果の検証ですが、今までの話の中で言うとやっぱり判定基準のこの精度というのが課題になってくるんじゃないかなと思っています。虐待のリスクからいうと、これまでのやり方では先ほど説明したように情報を聞いてから、通報があってからという動きになってくるけども、これは未然に防ぐところで、実際にリスクが高いということで現地に行ってみたら、いやいやそう問題はなかったと。逆にリスクは低くなっているんだけど、低い家庭のお子さんの通報があって行ってみたら問題が出てくるといって、こういった誤差というのが出てくるんじゃないかなと思います。だから、A Iだけに頼るんじゃなくて、現地での調査が必要だということ。

それから、今のA Iの機能を使った実用されているものでいうたら、和訳だとか音声で文字にするとかといったところもいろいろ私も見てきましたけども、なかなか誤字があったりとかあるいは言い回しが違ったりとか、大体80%、90%の確率でしかまだないというような状況だと思います。

したがって、A Iそのものの学習機能を向上させることに加えて、より多くの情報を入れることによって、一般的には情報が多ければ多いほど精度も上がってくるといってところも言われております。したがって、こういった情報を間違いなく入力していくということが肝要なのかなということが言えるんじゃないかなと思います。

ただ、忘れちゃいけないのはこの本事業の目的、あくまでも子どもたちの育ちにつながるリスクを早期に把握し、関係者で情報を共有し、予防的支援を行うことによってリスクが表面化する前に察知し、子どもが心身ともに健やかに育つ、これが目的だと思っています。A Iのデータを基に、出てきた情報を基に現地の調査をしていただきながらしっかりと状況を把握していただきたいなと思います。

もう一つは、先ほどもあったように、これらの情報というのは非常に機密性の高い

○議長（梶川三樹夫君）　以上で、第４項、子どもの予防的支援構築事業の進捗は、
１７番児玉議員の質問を終わります。

– 19 –

品ロスやプラスチックごみの削減など、新たな課題に対する取組を推進する、協働による取組、計画の進行管理の徹底を図ることが見直しのポイントとして掲げられております。これまでの取組に加えて、新たな課題にも取り組んでいくという見直しの内容となっており、方向性としては間違いなく必要なことだと思っております。

計画、前期の目標の達成状況は、数値目標として掲げられておりました町民一人一日当たりのごみ排出量は基準内、平成25年ですが、これが797グラム、昨年度令和3年度では、目標が778グラムに対して実績値が799と目標未達成であり、かつ基準内よりごみ量が増加しているということとなっております。

しかし、このごみ排出量というのは、家庭から出る家庭系のごみと店舗、事業所などから出る事業所系のごみの合計の値であり、家庭から出るごみだけを見ると平成25年が一人一日512グラム、令和3年度の実績値が458グラムと10%の削減で、計画目標値の459グラムを下回っているということになっております。つまり、家庭系のごみは削減ができたが、事業系のごみについては増加している実態があるということになります。

そのほか、計画で数値目標を掲げられておりましたリサイクル率、最終処分量とも令和3年度の目標値は達成できております。住民や各方面の協力を得て計画的に取り組んだ成果ではないかと思っております。引き続き、ごみの排出抑制と資源循環、適正処理に取り組む必要があると考えます。

中間見直し、計画改定の案のパブリックコメント、意見公募がこの1月に行われておりますが、意見の提出はなかったということですが、今後のごみのより一層の排出抑制・資源循環適正処理に向けて、以下の項目について理事者の考え方をお伺いをしたいと思います。

一つは、事業系ごみの減量・排出抑制についてでございます。事業系のごみの削減が進んでいないということですが、その原因は何でしょうか。食品ロスの削減や資源物の分別などを徹底する必要があると思いますが、具体策はどのように検討されておりますか。

二つとして、資源循環・資源化の推進に関する質問でございます。

①として、平成30年度から始まりました雑がみの分別収集が普通ごみの減少、有価物の増加につながっていると思われませんが、雑がみの分別収集の状況と課題についてお聞かせをください。

②、地域で取り組む集団回収は住民の資源化意識の向上、地域コミュニティ活動の活性化に資する取組だと思いますが、見直しの案の中では、近年集団回収量は減少傾向で推移しており、また今後の集団回収におけるごみ回収量もさらに減少するということと記されており、そういうふうに見込まれているということでございます。現状の集団回収の実態はどのようになっていますか。町として運用面とか資金面などでの支援策というのは考えることができないのでしょうかということでございます。

三つ目として、スーパーなどで小売店の店頭でトレイとかペットボトルなどの回収をはじめ、各事業者におかれては資源循環や排出抑制に向け、それぞれ様々な取組が行われております。町としてもこれらの取組に対する積極的な支援策、PRとか経費の助成などを検討できないかをお伺いをしたいと思います。

次に、中間処理施設についてでございます。平成14年、2002年から稼働しております坂町にある安芸地区衛生管理組合のごみ焼却施設、中間処理施設ですが、安芸クリーンセンターにつきましては先に延命化工事が行われましたが、既に5年が経過をしており、新たな処理施設の整備について具体的に検討を進める必要があるとこの見直しの案の中に記載をされておりますが、現在の検討状況はどのようになっていますか。

また、八幡4丁目の町の環境センターの敷地内では、持ち込みのごみの受付のルートと委託業者の計量器とかりサイクルセンターへの侵入するルートが交わるというかふくそうしておりますので、大変込み合った状況になっております。また、環境センター施設全体が老朽化して、施設排出のバランスの悪さなど課題があるというふうに思います。現環境センターの再整備の検討は進んでいるのでしょうか。お伺いをいたします。

4、その他ということで3点お伺いをいたします。一つが、ごみアプリです。スマホのアプリです。ごみアプリ、府中町アプリの利用状況はどのようになっているかということ。そして二つ目に、ふれあい収集というのが新年度予算に計上されております。対象者や収集方法等について御説明ください。三つ目、不法投棄対策として監視カメラがこの年末から導入されたと伺っておりますが、その運用状況と今後の予定はどのようになっているかお伺いをさせていただきます。

質問は以上です。よろしくお伺いをいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（森本雅生君） 町民生活部長です。11番、寺尾議員からの一般質問、集団回収など資源循環への支援をについて答弁いたします。

議員御指摘のとおり、ごみのより一層の排出抑制・資源循環・適正処理は重要であると認識しているところです。当町では、ごみ処理基本計画に掲げた基本理念、ごみのスリム化へみんなで行きわたる循環型のまちあきふちゅうの下、町民・事業者の皆さんとともに循環型社会の形成に向けて取り組んでいるところです。

それでは、一つ目の御質問、事業系ごみの減量・排出抑制についてお答えします。町内の事業者においては、ごみの排出抑制や資源化に取り組まれているところです。事業系ごみの排出量は、経済活動・景気など社会情勢等の変化によって大きく影響を受けるものであると考えており、令和元年度までは活発な事業活動により事業系ごみの排出量が増加したものの、令和2年・3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により減少している状況です。これは当町に限らず、広島県全体でも同じ傾向となっております。

当町における事業系ごみの処理は、町の収集だけでなく町の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集委託、自ら直接処理のいずれかの方法により安芸クリーンセンターに普通ごみ及び大型ごみを搬入し、焼却処分されています。また、資源物は回収業者に引き渡されています。

事業者単位・業種別といった排出状況は、一般廃棄物収集運搬業許可業者が様々な業種の事業所や店舗をルートで収集するため把握することが難しく、現在具体的な排出量の増加原因の特定は難しいと考えております。

事業系ごみの排出抑制の具体的対策として、町では事業系ごみ減量リサイクルガイドブックを作成し、町内の事業者へ配付するなど働きかけてきたところです。今後は、さらなる事業系ごみの減量に向け、業種等の特性によって生じる廃棄物の特徴を調査し、事業者へ効果的なごみ減量化の提案・働きかけを行うとともに、適正なごみの排出について効果的な周知・啓発を行うなど、事業者と連携した排出削減の取組を進めてまいりたいと考えています。

続いて二つ目の御質問、資源循環・資源化の推進についてお答えします。まず、雑がみの分別収集の状況・課題ですが、雑がみは新聞・雑誌と一緒に回収しており、雑がみのみの排出量は把握していませんが、新聞・雑誌・雑がみ全体の資源化量は雑が

みの分別収集前の平成29年度と平成30年度以降で比較すると、約20から30%の増加で推移していることから、雑がみの分別収集による資源化量増加の効果があったと考えています。

しかしながら、ごみの組成調査の結果では、普通ごみに混入している雑がみの割合が一定程度あり、依然として雑がみ分別収集の認知度が不足している状況もありますので、普通ごみ組成調査の結果を公表し、広く雑がみと資源物の適正分別、適正排出の必要性を啓発するとともに、事業者に対しては資源化方法の提案、資源物回収業者の紹介など、資源化の促進を働きかけていきたいと考えています。

次に、集団回収の実態・支援策についてですが、集団回収は家庭の資源物を地域住民が集めて民間の回収業者に引き渡す自主的なリサイクルの活動です。地域のリサイクル意識の向上や資源物持ち去り対策だけでなく、地域コミュニティ活性化の効果も期待されており、今後も継続して取り組んでいきたいと考えています。町内では、令和3年度時点で29の町内会が活動されており、町の収集日にごみステーションで回収する町内会と、休日など町の収集日以外の日に回収する町内会があります。

回収量は令和3年度で465トン、町が収集した資源物収集量と合計の約2割となっており、資源化の推進に大きく貢献いただいています。近年は本町だけでなく、広島県全体の回収量は減少傾向にあり、その要因は家庭系ごみの減少傾向や高齢化・担い手不足など地域コミュニティ低下の影響が考えられます。特に令和2年、3年度の回収量は、令和元年度から14%から17%程度減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響により活動を自粛されたものと考えております。

集団回収に対する支援は、資源物を直接売却されていることや、自主回収を実施されている地域でも毎週町の収集も並行して行う必要があるため、町のごみ処理経費への直接的な効果が明確ではありません。そのため、現時点では集団回収に対する補助金など、資金面での支援策は考えておりませんが、今後新たに活動を希望される町内会には活動のノウハウや資源物回収業者の紹介など、情報提供を行ってまいりたいと考えています。

次に、店頭などにおける事業者の資源循環・排出抑制の取組に対する支援等についてですが、町内には町の白色トレイ専用の収集箱の設置に御協力いただいているスーパーをはじめ、資源物の店頭回収を実績に行われているスーパーなど小売店舗があります。こうした店頭での資源回収は事業者の皆様が自主的に取り組んでいただい

るものではありませんが、多様な資源回収方法のひとつとして資源化促進の効果が大きいものと認識しています。

特に、いつでも出せる環境や本町では収集していない色つきトレイ・廃食用油など多くの品目を扱われていることから、住民の利便性向上につながっており、感謝しているところです。

町では、店頭回収を実施されている店舗をホームページ等で紹介していますが、今後も事業者と連携して事業者にもメリットが感じられる店頭回収実施店舗の紹介方法を検討するとともに、店頭回収の実態を確認し、店頭回収拠点の整備、改修品目の拡充、議員御提案の経費助成についても先進事例の調査や事業者の意向確認など、調査・研究を行いたいと考えています。

続いて三つ目の御質問、中間処理施設についてお答えします。議員御指摘のとおり、新たな処理施設の整備について具体的な検討を進める必要があると認識しているところです。令和3年12月の一般質問で答弁しましたとおり、令和4年2月に開催された安芸地区衛生施設管理組合の衛生担当課長会議で、新たな処理施設の整備について問題提起しました。

その後、令和4年4月に開催された同会議においても、4町で課題を協議をしたところです。現在報告できる事項はありませんが、限られた時間の中で4町で慎重に検討を進めてまいりたいと考えています。

現環境センターの再整備については、環境センターにおける住民と廃棄物処理事業者の車両搬入路が隣り合わせとなるため、事業者の作業時間を調整するとともに通行速度を規制するなど、安全には最大限配慮しています。

また、現時点でゴミ処理基本計画など町の計画には位置づけたものではありません。引き続き定期点検を実施し、状態を監視しながら維持保全を行ってまいります。

最後に四つ目の御質問、その他についてお答えします。

まずゴミアプリ、府中町アプリの利用状況についてですが、ゴミ分別アプリは平成29年12月に導入後、令和3年11月に町の総合スマホアプリふちゅうポータルに統合し、現在運用しております。令和5年1月末現在のダウンロード数は1万4,682件で、人口の約28%となっています。利用者からは、ゴミの分別が検索しやすい、ゴミ出しの日が自動で通知されて便利という意見をいただいています。一方で、高齢者からはスマートフォンの使い方が分からないという声も伺っております。

ので、アプリの登録方法や使い方など、スマートフォンに使い慣れていない年代の人にも分かりやすく登録していただけるよう工夫してまいります。

次に、ふれあい収集についてです。ふれあい収集は、要介護や障害等のためごみステーションに家庭ごみを出すことが困難な世帯を対象に自宅の玄関先等でごみを収集するもので、令和5年7月に開始いたします。

対象者は介護保険の要介護または要支援の認定を受けている人や、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のみで構成され、親族やボランティア等の支援が受けられないなどの理由でごみ出しが困難な世帯です。収集方法は普通ごみ・有価物・埋め立て有害物・ペットボトル・紙パック・白色トレイの4種類のごみを分別して、午前8時半までに玄関先に出していただき、週に一度まとめて委託業者が収集します。利用料は無料です。想定する利用世帯数は、令和5年度末で40世帯を見込んでいます。

最後に、不法投棄対策、監視カメラの運用状況についてですが、不法投棄等防止監視カメラは令和4年11月の常任委員長で報告させていただいたとおり、昨年12月から町が保有する1台で試行運用を行っています。現在2か所目で試行運用中ですが、設置した地域の町内会などから年末年始のごみ出しや夜間のごみ出し、大型ごみの持ち去りなどに抑制力があつたと評価をいただいております、当該監視カメラの設置目的である不法投棄や資源物持ち去りの未然防止及び抑止力として効果があつたと認識しています。今後は、4月以降町内会に御案内し、要望に基づき適宜設置を行ってまいります。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問はございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 11番、寺尾です。すみません、たくさんの項目にわたり質問をしたことに対して、丁寧な御回答をいただきました。大変ありがとうございました。

再質問でございます。事業系のごみは増加しているということですが、その実態は、増加の原因というのは把握できていないという内容でした。実際のところ、事業所から出る一般廃棄物というのは各事業者には処理責任があつて、その処理は許可業者へ委託されているということで、なかなか町ではつかめないということでした。ただ、安

芸クリーンセンターへ搬入されている量については把握しているので、これに基づいて、排出の状況とか資源化の状況の把握は今後の状況になるということでした。

ここで再質問でございますが、今年家庭ごみの内容物の調査を行われているということですが、安芸クリーンセンターに持ち込まれた事業所系のごみの内容物調査というのは実際行われているのかどうか、お伺いをいたします。

事業系のごみの処理は事業者自らの責任において行われていますが、一般廃棄物全体の処理計画は市町村にその責任があり、削減目標も定めています。事業系のごみの実態についても、しっかり把握をされるべきだと思います。家庭系のごみは当然、事業系のごみについても資源循環・排出抑制に取り組んでいただきたいということで、しっかり対応していただきたいというお願いをいたしたいと思います。

次に、雑がみの分別収集ですが、雑がみの分別回収を始めたことで有価の紙類の回収量が2割か3割増加しているということでした。資源化に大変大きな効果が出ていると思います。分別回収が始まって5年がたちますが、まだまだ普通ごみの中には分別されていない雑がみが多くあるということでした。これは費用対効果は大きい取組だと思いますので、雑がみの分別収集について、さらなる周知徹底をお願いしたいと思います。

次に集団回収ですが、町が把握されているのが29の町内会で回収が行われるということでございます。町内会は全部で67だと思いますので、約4割の町内会で集団回収が行われているということです。令和3年度の回収量が町内全体の資源物の量の約2割を占めるということです。資源循環にこの集団回収というのは大きな役割を果たしていると思います。しかし、近年は家庭系のごみの減少とか高齢化、担い手不足で回収量は減少見込みということの答弁でした。

支援策については、売払いの収入があると。それと、町の収集が集団回収によって収集を縮小しているという実態はないので、町の収集は続いているので、町の処理経費に対する直接的な効果が明確でないということから、資金面での支援は考えていないと。集団回収のノウハウなどについては情報提供したいという回答でした。

町内会で行っている集団回収の実例をちょっとお話ししたいと思うんですが、私の住んでいる町内会なんですが、約90世帯の小さな町内会なんですが、この町内会では毎月2回、段ボール・新聞・雑誌・アルミ缶の集団回収を行っております。現在の売払いの単価は段ボールと雑誌が1キログラム当たり4円、それと新聞が同じく1キ

ロ当たり 5 円、そしてアルミ缶が 1 キロ当たり 4 0 円という売払いの値段になっています。

令和 3 年度、1 年間の実績なんですが、トータルで約 6, 5 0 0 キログラムの回収を行って、売上げが 3 万 7, 0 0 0 円程度ということでございます。町内会ではそもそも臨時的な費用を捻出するために始めたと聞いておりますが、その臨時的な経費が必要な事業が終わった後もやはり続けていこうということで、今行っております。収入額は僅かな額ですが、数少ない町内会としての自主的な活動でもあり、また貴重な自主財源確保の事業となっております。

月 2 回業者が回収に来てくれるんですが、そのときにトラックへの積み込みのために役員数名が手伝いに出しております。僅かな時間なんですが、顔合わせとか情報交換の場となっておりますので、そういう場にもなっているということでございます。町内会の規模が小さいので、他の町内会の実態とは大きく違うかもしれませんが、私自身、資源循環とかコミュニティ活動の進行にこの集団回収というのは、ある程度意義がある取組だというふうに感じております。

売上収入も先ほど言いましたようにごく僅かなものですので、それを補完して担い手育成、活動促進のため町としても資金面での支援というのを検討する意義はあるというふうに思っております。

それでちょっと調べたんですが、集団回収への補助の実施状況という一覧表が広島県のホームページに掲載をされておりました。令和 3 年 4 月 1 日現在なんですが、県内 2 3 市町のうち 1 6 の市町が集団回収に対する補助を行っておりました。広島市とか安芸郡 4 町ではありませんが、近隣では廿日市市が 1 キログラム当たり 5 円の報奨金、東広島市が同じく 1 キロ当たり 1 0 円の報奨金を出されております。資源循環だけではなく、地域活動の活性化・担い手不足の解消のきっかけになるかもしれません。資金面での支援をぜひ前向きに検討いただければと思います。住民団体の活性化の視点についてどのように考えられるか、お考えがあればお伺いをしたいと思います。

ノウハウなど運営面での情報提供は努めるということでした。具体的な実施方法や引取価格の動向とか業者の紹介など、直接紹介いただきたいと思います。活動の輪が広がることを期待をしております。

次に、スーパーなど町内事業者への支援策でございます。事業者にもメリットが感じられる紹介方法を検討する、経費助成も含めて調査研究を行うという回答でした。

新聞も、紙上などに海洋プラスチックごみの削減を目指して容器を回収し再利用するという取組を行う事業所とか、量り売りの店とか大型ごみのリユースの取組など、資源循環・排出抑制の様々な取組が最近いろいろ紹介をされております。町内の事業所においても取り組まれているものがあると思いますので、情報交換し町としても町民への周知など協力できるのではないかと思います。

スーパーなどの取組に対して冊子を３月、この前町内に配られましたが、家庭ごみの正しい出し方という冊子とか府中町アプリなどに、もっと分かりやすくそういった各事業者の取組を紹介してもいいのではないかと考えております。事業者による資源循環の取組を奨励・支援するためにも、回収ボックスとかポスター・チラシ・のぼりの作成など、初期費用の一部を助成するということも検討できるのではないかと思います。事業者との情報交換を進め、行政としても事業者の自主的な取組をしっかり支援し、協力体制を築いていっていただきたいと思います。

次に、中間処理施設についてでございます。安芸クリーンセンターの施設更新については、４町の担当課長会議で問題提起したということでございます。報告できる事項はないという回答でしたが、他の３町の受け止めはどんな状況でしたか。ちょっと３町の考え方を聞き及んでおればお知らせをいただきたいと。問題意識を持って、課題意識を持って計画的に取り組んでいただきたいと思います。

また、安芸地区衛生施設管理組合におけるごみ処理の経費、維持管理費の部分なんですが、これの４町の負担割合は、やはりこのごみの搬入量を基本に負担し合うというのが効果的だと思っております。各町から搬入されるごみ量に応じて経費を負担する、削減努力をすると負担する経費割合も少なくなると、こういった観点を今後の検討・協議の中に含めていただきたいと思います。全てということではないんですが、固定費部分もあると思うんですが、やはりごみ量に応じてその処理経費を負担するという部分を若干でも取り入れてもらうということが必要だというふうに思いますので、これは要望をしておきます。

それと、現環境センターの再整備ですが、これについては特に位置づけたものはないと。当面は引き続きセンター内の安全確保に配慮しつつ、定期点検・状態監視し、維持保全を行うという答弁でした。現状そのままということでしたが、現在のセンターは施設自体が焼却施設とか分別施設があったときの規模そのままを有しておりまして、敷地内には昭和３０年代に計画された都市計画道路の予定線もあります。現在の

敷地の利用は、暫定的で効率的・効果的だとは思えないと思います。

また、先ほど言いましたが施設自体も大変老朽化しており、現状ただ維持保全するだけではなく、廃棄物の今後の動向を見通して将来にわたって安定的かつ計画的に適正処理・中間処理可能な施設、センターの再整備に向けて、適地選定も含めまして着実に検討を進めていただきたいと思います。再整備の検討の意義・必要についてどのようにお考えでしょうか。これについては、再度お考えをお聞かせいただきたいと思います。

4、その他の部分ですが、ごみアプリの実績はこの1月末で約1万5,000件、人口普及率28%ということでした。大変利用者が多いと思います。ごみ出しの日が自動で通知される機能が好評だということで、評判がいいということです。やはり日常使いのアプリというのがやっぱり使い勝手がいいのかなと。たまにしか使わないのはなかなか難しいですね。こういう面でも利用者が多いというふうに思います。今後より使いやすいものとして、利用拡大を図っていただきたいと思います。

そして、次にふれあい収集なんですけど、これについては新年度、今年の7月から実際に収集開始されるということでございます。全国的に高齢者ごみ出し支援制度というらしいんですけど、これについては導入している自治体はかなりあるというふうに聞いております。実施方法としては、廃棄物担当部局による方法、それとか高齢者福祉部門による方法、それとか地域コミュニティによる方法といろいろやり方があるということですが、本町は廃棄物担当部局による方法を選択されたということでございます。

対象者は親族やボランティア等の支援が受けられないなどの理由でごみ出しが困難な世帯ということでございますが、これまで地域の支援などによりごみ出しを行われていた方々が、町のふれあい収集に切り替えることによって地域との関わりが絶たれるというおそれはないのでしょうか。また、分別とか玄関先までの搬出というのは、これは自らが行うということになるのか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

約40世帯を見込んでいるということですが、それぞれの世帯でいろんな条件は違うと思います。現在のやり方が改善、負担が少なくなることを基本に、地域の方を含めて福祉担当と調整・協議の上、取り組んでいただきたいと思います。

また、収集は民間委託ということなんで、制度趣旨の業者への徹底と指導、またごみはやはりプライバシーですので、そのプライバシーへの配慮などを要望したいと思

います。

不法投棄対策としての監視カメラです。地域からの評判も高く、不法投棄や資源物の持ち去り防止に効果があったということでございます。設置を要望する場合の条件などありますか。また、要望先は本庁なのかセンターなのか。ちょっとその辺具体的なものを教えていただきたいと思います。

再質問は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

環境課主幹。

○環境課主幹（梶山陸生君） 環境課主幹です。寺尾議員の2回目の御質問について答弁いたします。

一つ目の御質問、事業系ごみの内容物調査についてお答えいたします。先ほど町民生活部長から雑がみの分別収集への質問で答弁申し上げましたように、町では普通ごみの組成調査を行っており、その目的はごみ処理基本計画による取組の効果を図るもので、家庭系ごみとともに事業系ごみの調査も行っております。議員がおっしゃるとおり組成調査の結果を活用し、ごみの排出抑制・資源化の推進に取り組んでまいります。

二つ目の御質問、集団回収について住民団体の活性化の視点に関する考え方についてですが、集団回収は町内会が回収し回収業者に持ち込む方法、または資源物の回収業者が直接回収する方法が考えられます。定期的に町内会一体で活動される場合は、地域コミュニティの活性化の効果もあると考えております。そのため、県内市町が行っております集団回収への支援策やその効果を調整するなど、研究を行ってまいります。

三つ目の御質問、新たな中間処理施設の整備に関する他の3町の受け止め方につきましては、施設の建設には一定の期間が必要となることを踏まえると早急に検討する時期にきており、計画的に検討を進めていく必要があるということは4町の共通認識でございます。議員がおっしゃるとおり、4町で課題意識を持って計画的に検討を進めてまいります。

四つ目の御質問、環境センターの再整備、検討の意義・必要性についての考え方についてお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、町としても着実に検討を進めるべきと認識しており、

様々な廃棄物関連の動向に注視しつつ、資源化推進の検討や新たな中間処理施設の整備など、今後変化する可能性のあるごみ処理の枠組みの中で町内の中間処理施設の整備が必要となる場合には、速やかに具体的な検討を進めてまいります。

五つ目の御質問、ふれあい収集について2点の御質問です。

1点目、地域の支援を受けていた方がふれあい収集により地域のとの関わりが絶たれるというおそれはないか。2点目、分別と玄関先までの排出は誰が行うのかについてですが、一般的に支援が必要な御本人が歩行困難等でごみステーションまで行くことができない場合であっても、宅内での清掃やごみの分別は同居していない御家族・御近所の方、または在宅介護のホームヘルパーが対応することが多いと考えております。

このような状況を踏まえまして、本町では御家族・地域の方・ホームヘルパーでは困難な所定の位置・場所へのごみ出しについて、これは環境センターにおいて玄関先に分別していただいて出されたごみの戸別収集という方法で、持続的・安定的に支援することといたしました。例えば、分別や玄関先までのごみ出しは介護事業者のサービスで支援し、玄関先からの収集はふれあい収集の事業で支援するという組み合わせで、総合的な支援が可能になると考えています。

続いて、地域との関わりにつきましては、町としましても、ふれあい収集によりましてごみ出しの支援をこれまで受けていた方の御家族・親族とのつながりや、地域における近隣住民の助け合いの活動を損なうことは避けなければならないと考えております。希望者のニーズをよく確認し、御家族・親族や地域の方による支援や、既存の介護・福祉のサービスなど広い選択肢からマッチングさせることが重要であり、申請は環境センター以外に高齢介護課・福祉課で受け付けることで、環境センターと福祉保健部の各課が密に連携し、介護や福祉のサービスとの調整を図ります。

また、面談と現地調査でごみ出しの状況をお伺いし、必要に応じて御家族・地域の方・民生委員・介護福祉の関係事業者とも連携しながら、ごみ出しに困った方に対して総合的に支援してまいります。

最後の御質問、監視カメラ設置要望の条件と要望先についてお答えいたします。不法投棄等防止監視カメラは、不法投棄や資源物持ち去りが現に発生する地域におきまして、監視カメラの設置及び画像の撮影について居住者や所有者など関係者同意の上、町内会長から要望書で依頼していただくことを要件としております。ごみステーション

ン以外での不法投棄も想定しておりまして、要望先は環境課を基本とし、環境センターでも対応いたします。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3 回目の質問ございますか。

1 1 番寺尾議員。

○1 1 番（寺尾光司君） 寺尾です。すみません、本当に丁寧な御答弁ありがとうございます。

3 回目の質問でございます。事業系ごみの内容物の調査、組成調査ということですが、この結果で行われているということなので、家庭系のごみとの違いですね。事業系のごみの特徴的なことがあれば、少しお話をさせていただければと思います。こういった点を工夫すれば削減となるような特徴があるかどうかということでございます。

次に、集団回収への支援策やその効果を調査・研究するということでした。中間処理施設については、4 町で課題意識を持って計画的に検討を進めると。現環境センターについても、今後の資源化推進を踏まえつつ、具体的な検討を進めるという回答でした。ごみの処理というのは市町村行政、住民を支える基本的なインフラ、根幹部分だと思います。しっかりと進めていただきたいと思っております。お願いをいたします。

ふれあい収集についてでございます。これは新規事業です。面談と現地調査をして、必要に応じて家族や福祉部門、地域の方と連携しながら総合的に支援をするということでございます。それぞれの実情に応じた丁寧な対応をお願いしたいと思います。

ここで、ふれあい収集についての追加の質問ですが、対象者の安否確認というのを多分行われると思うんですけど、その安否確認はどのように行われるかということと、またこのふれあい収集、高齢者ごみ出し支援事業というのは国からの財政支援があると聞いておりますが、その内容についてお知らせをください。

それと、監視カメラについてですが、その内容・実績などをしっかり住民の方とか地域にアピールをしていただきたいと思います。こうした取組もしているということをお知らせすることが、不法投棄とか資源物の持ち去り防止策につながるというふうに思います。よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

環境課主幹。

○環境課主幹（梶山睦生君） 環境課主幹です。寺尾議員の3回目の質問について答弁いたします。

一つ目の御質問、事業系普通ごみ組成調査における家庭系ごみとの相違点、特徴とその削減対策についてお答えいたします。

令和3年度に実施いたしました事業系と家庭系の普通ごみ組成調査の結果によりますと、事業系ごみの特徴的なものとしましては、生ごみや手つかずの食料品など、いわゆる厨芥類の割合が約5割、紙類が約4割と家庭系ごみに比べまして高くなっております。

厨芥類では手つかずの食料品、その他厨芥類共に割合が高くなっているため、ごみ処理基本計画におきまして事業系ごみ減量の施策を掲げ、小売店等で商品棚の手前にある賞味期限等の近づいている商品を選ぶ行動であります商品の手前どりや料理の食べ切りといった実践型の行動について町民・事業者呼びかけ、ごみの削減に御協力いただけるよう働きかけてまいりたいと考えております。また、事業者には原材料を無駄なく効率的に使用するよう、協力を求めてまいりたいと考えております。

二つ目の御質問、ふれあい収集の安否確認の方法と国からの財政支援についてお答えいたします。

本町のふれあい収集では、希望者に対して収集の際、挨拶と声がけを行い、挨拶に反応がない場合やごみが出ていないなどの状況等から、安否確認が必要と判断した場合は、事前に登録された緊急連絡先に連絡を行うこととしております。また、ふれあい収集は国の財政措置として特別交付税の算定対象となっております。事業費のうち人件費・車両関係費用が対象経費とされ、措置率は0.5です。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第5項、集団回収など資源循環への支援を、11番寺尾議員の質問を終わります。

以上で、厚生関係の質問全部を終わります。

続いて、建設関係の質問を行います。

建設関係第1項、町内公園の整備と管理について、4番狩野議員の質問を行います。

4番狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 4番狩野でございます。よろしくお願いいたします。一般質

問通告に従い、町内公園の整備と管理についての質問をいたします。

府中町第4次総合計画の改定版が令和3年に出されましたが、その中にある住民アンケートの結果で、府中町のよくない点の上位に公園が充実していないという項目がございました。周りの住民の皆さんからも公園についての不満もお聞きしており、公園が充実していないという内容には二つの問題点があると考えております。

一つは遊具・設備の問題であり、もう一つは公園の広さや公園の数の問題です。まず遊具に関してですが、子どもにとっての公園の遊具は、子どもたちに楽しい遊びを提供する大切な施設であります。子どもたちは遊具を使った遊びを通じていろいろな難しいことに挑戦し、身体能力や運動能力を高めるとともに、心の発育・発達を促し、創造性や主体性を向上させていきます。さらには、危険を回避する能力や危険を予知する能力が身につくとも言われております。

また、遊具で遊ぶことでいつもとは違う友だちや年齢が異なる子ども、家族以外の大人と触れ合うことで適応性が養われ、成長していく中でコミュニケーション能力も育まれます。このように、公園遊具は子どもの成長に有益で、極めて重要な施設であると言えます。

有益である遊具ではありますが、それに起因する事故も発生しています。消費者庁が公表したデータによると、平成21年から平成27年までの間に、遊具による子どもの事故については1,500件以上が報告されています。けがの程度については、軽症が約1,000件と全体の70%を占めますが、入院が必要となるけがや治療期間が3週間以上となる中等症の事故、重傷・死亡の発生件数は全体の30%であり、決して少ない数字ではありません。事故の原因としては、ブランコで遊んでいる子どもにほかの子どもが近づき、ブランコで顔面を強打したり、滑り台から足を滑らせ転落するなど、多くは子どもの不注意によるものが多い状況ですが、一方で遊具の安全基準に満たないものや老朽化に起因する事故も多く発生しています。

国土交通省が全国の遊具を設置している公園8万7,463か所を対象とした令和4年の調査結果では、設置後20年以上経過しているものが19万4,116基で、全体の49.7%を占めており、国は遊具等公園施設の老朽化対策を推進するものとしています。

町内の都市公園や児童遊園と呼ばれている地域の公園の遊具について、老朽化や安全基準に満たないため撤去をしたり、使用禁止になっている遊具があると思いますが、

安心・安全な子育てを行う環境を確保していく上で、公園の遊具はとても重要なものであると。

以上のことを踏まえて、公園遊具に関する質問をいたします。

- 1、現在の町内の公園遊具の総数と老朽化の状況について伺います。
- 2、公園遊具の利用による近年の事故件数及び事故の状況について伺います。
- 3、公園遊具の更新・再整備の方針について伺います。

次に、公園の広さ、数についてです。公園を設置する目的は人々のレクリエーションの空間、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間の提供であるとされており、府中町にも多くの公園が造られており、住民の憩いの場・レクリエーションの場、そして先ほど述べた子どもたちの遊びの場として使われています。

府中町内には都市公園や地域の公園が大小55か所あり、内訳として都市公園が13か所、水分峡森林公園、それに児童遊園と呼ばれている地域の公園が42か所設置されています。都市公園とは、都市公園法に定められた国または地方公共団体が設置した公園のことであり、府中町では揚倉山健康運動公園やチェリーゴード空城パークなどが該当します。

広島県の都市公園に関するデータを調査してみると、令和元年度のデータで都市公園における県内各自治体の人口一人当たりの面積が示されており、府中町は4.6平方メートルであり、広島県の平均は11.5平方メートルで、広島県平均をかなり下回っている現状であることが分かります。参考で近隣自治体を見ますと、広島市7.8平方メートル、海田町5.7平方メートル、熊野町2.6平方メートル、坂町8.4平方メートルとなっており、県内で一番面積が広い自治体は庄原市で221.2平方メートルとなっております。

府中町は人口密度が非常に高いことから、公園を設置するのも困難な状況であると推察はいたしますが、そのような状況において府中町として公園の広さ、数についてどのように考えておられるのか、以下の質問をいたします。

4、都市公園における一人当たりの広さが広島県の平均11.5平方メートルより低い4.6平方メートルという現状に対して、府中町としてこの結果をどのように捉えているのかを伺います。

- 5、公園全体の数55か所について、町内の各地域ごとに見た場合に、公園の数は

充足していると考えられているのかを伺います。

以上、五つの質問について御答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。4番狩野議員からの御質問、町内公園の整備と管理について答弁いたします。

公園は様々な利用者のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、環境の保全、災害時等の拠点として、また豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有し、地域における根幹的な役割を担うものでございます。

公園のうち都市公園については、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定める都市公園法が昭和31年に制定されました。また、昭和47年に都市公園等整備緊急措置法が制定され、昭和50年にかけて全国的に都市公園が整備されました。多くの公園が整備から30年以上経過し、施設の老朽化が進み、限られた予算で計画的な維持管理が求められる中、国は平成24年に公園施設長寿命化計画策定指針を策定いたしました。

府中町では、昭和40年代から50年代にかけて都市公園が整備され、現在の都市公園数は総合公園である揚倉山健康運動公園、地区公園であるチェリーゴード空城パーク、街区公園11か所の計13か所ございます。また、民間の開発行為等により整備された公園緑地については、府中町地域の公園設置及び管理条例において地域の公園として位置づけ、現在町内に41か所ございます。こちらについても、多くは昭和40年代から50年代にかけて整備されたものでございます。このほか、住民が森林に親しみ、憩い、自然を観察し、森林に対する理解を深め、合わせて健全な保健休養に資することを目的として、平成10年3月に水分峡森林公園が整備されております。これらを合わせ、町内の公園は55か所ございます。

町内にある多くの公園施設が整備から30年以上経過し老朽化が進む中、公園施設の計画的な維持管理を行うため、令和4年3月に町内の都市公園を対象とした公園施設長寿命化計画を策定いたしました。公園施設の中でも、公園遊具は子どもたちの成長に合わせた楽しい遊びを提供する大切な施設であり、適切に維持管理していく必要があると考えております。

一つ目の御質問、現在の町内の公園遊具の総数と老朽化の状況について答弁いたします。令和４年に国が実施した全国の遊具を設置している公園８万７，４６３か所を対象とした調査では、設置後２０年以上経過している遊具が１９万４，１１６基で、全体の４９．７％を占め、国は遊具と公園施設の老朽化対策を推進するとしております。府中町内の公園に設置された遊具の総数は約１８０基です。遊具設置からの経過年数は平均で３０年を超え、三つの公園は５０年を超えています。２０年を経過した遊具の割合は、全国の公園のデータでは４９．７％でしたが、府中町では８０％を超えております。

二つ目、公園遊具の利用による近年の事故件数及び事故の状況について答弁します。令和２年１月から令和５年１月末までの３年間ににおける事故件数及び事故状況は、３年間で９件発生し８件は軽症でしたが、都市公園における事故で広島県を經由して国に報告した遊具から落下した事故が令和２年度に１件発生しております。この事故は、遊具で一緒に遊んでおられたけがをされたお子さんの保護者からの聞き取りでは、遊具周辺で本来の利用方法以外の遊び方でけがをされた事例でした。遊具自体の不具合を原因とする事故ではありませんでしたが、けがをされた方へはその後の経過についてお電話で健康状態を確認し、回復されたことも確認しております。

三つ目、公園遊具の更新、再整備の方針について答弁します。先ほどの答弁のとおり、令和４年３月に府中町公園施設長寿命化計画を策定し、公園遊具の更新及び維持管理を行っております。令和４年度は大樋ノ口公園、えの宮公園、柳ヶ丘公園、石井城公園において、町内会等の意見を聞きながら、老朽化した遊具の更新を順次行っているところでございます。また、地域の公園についても、利用状況や遊具の老朽化などを踏まえて遊具の更新などを行っております。

四つ目、都市公園における人口一人当たりの面積について及び五つ目、町内地域ごとの公園数について併せて答弁します。従来都市公園を整備する場合には、都市公園法施行令に定める都市公園の設置、規模等に関する技術的基準に適合するよう、国により一律に基準が定められていたところでございますが、平成２４年の法改正により地域の実情に合った最適な行政サービスの提供を実現する観点から、地方公共団体が自ら技術的基準を条例で定めることとされました。こうした中、府中町においては、平成２４年に都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例を制定し、町民一人当たりの都市公園面積を、国の市街地における参酌基準同様の５平方

メートル以上としております。

当町における人口一人当たりの都市公園面積は、令和４年４月１日現在で４．５４平方メートルとなっています。府中町は限られた区域に多くの方が居住する人口密度が高いまちであることもあり、海田町の５．７平方メートル、広島市の７．８平方メートルと比べると少なくなっています。ただし、都市計画区域当たりの都市公園面積で言いますと、都市計画区域１平方メートル当たり府中町は０．０２３平方メートルとなっており、近隣市町と同規模以上の都市公園面積を有していることとなります。

また、都市公園の面積に地域の公園の面積を含めた一人当たりの公園面積は５．２８平方メートルとなり、条例で定める公園面積の標準である５平方メートルを上回ることとなります。なお、水分峡森林公園の公園面積を含めると、一人当たり１６．５０平方メートルとなります。こうした身近な公園として町内各地に存在する地域の公園や水分峡森林公園についても、都市公園を補完するものとして、町民の憩いの場として親しまれているものと考えております。

町内地域ごとの公園数については、小学校区別に見ますと府中小学校区が９公園、府中南小学校区が１７公園、府中中央小学校区が１３公園、府中東小学校区が９公園、府中北小学校区が７公園整備されております。今後の公園整備については、向洋駅南口付近に２，０００平方メートル規模の青崎南公園を区画整理事業の進捗に合わせ整備予定です。また、河川管理者である広島県と協議し、榎川と八幡川の合流地点への仮称になりますが三角公園の整備や、府中大川左岸の河川敷への鶴江公園の整備等、河川空間の有効活用を図り、整備を進めてまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君）　２回目の質問はございますか。

４番狩野議員。

○４番（狩野雄二君）　４番、狩野です。ありがとうございます。公園遊具の老朽化では、２０年を経過した遊具の割合が府中町では全国の４９．７％に対して８０％を超えているという状況で、５０年を超えたものもあり、老朽化した遊具が多く存在していることが分かりました。現在進められている公園施設長寿命化計画での遊具の更新については、四つの公園において更新が実施されているとのことですが、先ほど述べましたように老朽化遊具は多い状況であり、工期の前倒しを行っていただき、少し

でも早く安全な遊具が提供できるように取り組んでいただきたいと思います。

公園遊具での事故では、令和２年度に遊具周辺で本来の利用方法以外の遊び方だけがをされたとのことで、再発防止の観点から学校等を通じて、遊具の安全な使用方法についての教育も必要ではないかと考えております。

府中町の公園の広さ、数においては、町内各地に存在する地域の公園も含めると、広さは条例に定めた値、５平方メートルを超えているという状況でありました。また、先ほどの答弁の中ではちょっと触れられなかったんですけど、事前のほうにちょっと資料もいただいていたんですけど、中核となる都市公園が各小学校区にそれぞれ配置はされているのを確認させていただいております。ということで、さらに今後も新しい公園が整備され、公園の充実が図られていくということであり、着実に事業を進めていただきたいと思います。

それでは、２件の再質問をさせていただきます。

一つ目は、先ほどの答弁の内容からの質問をいたします。公園遊具の更新・再整備で、令和４年度は大樋ノ口公園・えの宮公園・柳ヶ丘公園・石井城公園において、町内会などの意見を聞きながら、老朽化した遊具の更新を順次行っているとのことでした。以前の一般質問でも取り上げられました、インクルーシブ遊具と言われる、体に障害がある子もない子も一緒になって遊ぶことができる遊具の導入も考えるべきと思いますが、状況について伺います。

二つ目は、公園の管理についての質問です。昨年末に長野県において騒音問題から公園を閉鎖するという報道がされ、物議を醸しました。このような周辺住民からの苦情は、どこの地域でも発生する可能性はあります。広島県においても、大竹市で住民の騒音苦情を受けて、市民スポーツ広場内のバスケットコートの利用を停止したという報道がされました。現在は対策を行い、利用は再開されている模様です。このように、住宅地に設置している公園であれば、騒音や迷惑駐車、グラウンドの砂ぼこりなどいろいろな問題が発生する懸念があると思います。府中町における公園の近隣住民の方からの苦情の状況と、苦情があった場合の対応について伺います。

以上、２点よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 建設部次長。

○建設部次長兼職都市整備課長（礪亀 智君） 都市整備課長兼職次長です。４番狩野議員からの２回目の御質問のうち、インクルーシブ遊具の件につきましては、私のほ

うから答弁いたします。公園の維持管理に伴う苦情の件につきましては、続けて維持管理課長が答弁します。

それでは、インクルーシブ遊具の件についてです。議員御指摘のとおり、インクルーシブ遊具については令和2年第1回議会定例会において、16番橋井委員からの一般質問に対し御答弁したところではございますが、インクルーシブ遊具とは、障害のある子どもたちも障害のない子どもたちも一緒に遊ぶことができるよう設計された遊具のことです。近年、バリアフリー法などの法整備が進み社会的にもバリアフリー化が進む中で、遊具についてもインクルーシブ遊具の開発が進み、全国各地でインクルーシブ遊具の整備が進められているところでございます。

町では、担当の職員が県内の公園に整備されたインクルーシブ遊具の視察を行うなど情報収集に努めており、またプロポーザル方式の選定時においてもインクルーシブの要素を加算して評価しております。令和元年度以降、空城山公園・下榊公園・山越公園に設置いたしました複合遊具、そして今年度、石井城公園・えの宮公園・大樋ノロ公園に整備しています複合遊具については、歩行器や車椅子を使用される子どもたちも上りやすいよう設計された階段や踊り場、そして視覚・聴覚・触覚などにより楽しむことができるインクルーシブパネルを配備した複合遊具などを取り入れており、今後もインクルーシブ遊具の整備につきましては、整備促進を図ってまいりたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 維持管理課長。

○維持管理課長（谷口洋二君） 維持管理課長です。4番狩野議員の2回目の質問のうち、公園についての近隣住民からの苦情と対応について答弁いたします。

公園の苦情については、施設の不具合についての内容が多く、具体的にはベンチ・トイレ設備などの補修・改善依頼で、連絡を受けた後早急に職員で対応していますが、職員で対応できない事案については、専門の業者に修理等を委託しています。騒音による苦情についてはほとんどありませんが、令和4年においては、夏場の夕方から夜間における公園からの騒音に対する苦情が数件ありました。公園の近隣住民からの騒音や利用に関する身近な苦情に対しては、現状の状況を把握した後、その原因の物理的な処理や原因者に注意を促すなど、個別に対応するよう努めています。

町としましては、公園利用における注意喚起の看板を設置するとともに、職員によ

る公園パトロールを、勤務時間のほか不定期ではありますが夜間や早朝も含めた時間帯においても実施しており、今後も継続的に公園の実態把握に努めてまいりたいと考えています。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3 回目の質問はございますか。

4 番狩野議員。

○4 番（狩野雄二君） 4 番、狩野です。ありがとうございました。インクルーシブ遊具の導入に向けての視察や情報収集が行われ、積極的に取り組まれた結果、インクルーシブ要素を取り入れた遊具が既に設置されているとのことで、着実に設置が進んでいる状況が確認できました。

騒音などの苦情はあまりないとのことですが、府中町は人口密度が高く、住宅と公園が近接しているという状況が多いため、騒音を含めて苦情の発生の可能性は常にあると思われます。苦情への対応については、発生した公園の対策だけでなくほかの公園にも水平展開をしていただき、苦情の発生を未然に防げるものがあれば対応していくことも必要と考えます。

最後に答弁にもございましたように、公園は人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、環境の保全、災害時等の拠点として、また豊かな地域づくりに資する交流の空間としてなど多様な機能を有し、地域における根幹的な役割を担うものであります。そして、公園遊具は子どもたちの成長に合わせた楽しい遊びを提供する大切な施設であります。

新たに計画されている青崎南公園や三角公園、鶴江公園については住民の意見も十分に取り入れていただき、地域の皆さんから愛される公園、そして子どもたちがわくわくするような公園となるように整備を進めていただくことを強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第1項、町内公園の整備と管理について、4 番狩野議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） ここで昼休憩といたします。

再開は13時からといたします。休憩。

（休憩 午後 0 時 0 4 分）

(再開 午後 1時00分)

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 続いて、建設関係第2項、道路破損などの通報システムの整備について、14番齋藤議員の質問を行います。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 14番齋藤です。昨日は、広島愛の強い岸田首相の突然のウクライナ訪問に大変驚きました。また、本日はWBC日本が三度目の優勝と大変良い日になり、質問させていただけることに大変感謝申し上げます。

それでは、私の質問に入らせていただきます。私の質問は、道路破損などの通報システムの整備についてです。よろしくお願いします。

海田町は、2023年度から陥没などの道路の破損について、住民からオンラインで報告を受け付け、町のホームページの地図に場所や町の対応状況を明示し、住民の協力を得て破損箇所を迅速に把握し、補修完了までの情報を住民と共有する通報システムを整備するとの報道がありました。住民からの報告受け付けは、町公式の無料通信アプリLINEを使用し、道路陥没のほか縁石の損壊、側溝のふたの不具合などの写真と概略を送信してもらい、該当場所と受け付け対応中などの状況を町ホームページの地図情報コーナー、かいたひまナビに載せるとあります。

町の職員の巡回などでは、破損の把握が遅れたり漏れたりするケースがあるため導入するとのことで、LINEの受け付けは24時間で住民が通報しやすくなる利点もあります。また、海田町では町道の対応だけではなく、国道や県道の破損情報は国土交通省・広島国道事務所や広島県に伝えるとのことで、大変良い事業だと思います。

私も、以前に町民より様々な要望を受けて、建設関係の事案で動いてまいりました。本当に多岐にわたりいろいろな相談があります。先般もシルバーカーを利用の男性より、歩道を通行中に大型ごみが歩道の一部を塞ぎ通行できず、撤去中に大型ごみの一部が崩れかかり大けがをすところだったので、対処してほしいとの相談でした。また、尾道市でもシルバーカーで歩道を走行中に縁石部分の破損があり、バランスを崩し道路に倒れ、後続の車に轢かれ死亡した事故があり、大きな社会問題になっております。

私は早朝、週に数回グラウンドゴルフをチェリーゴード空城山パークで楽しんでいます。メンバーの女性が休憩場所の木の根っこにつまずいて足を負傷し、数箇月におたり休みました。グラウンドゴルフのメンバーも平均年齢も80歳近くになり、高齢化が進んでいます。若い頃であれば問題のないようなことで負傷することが多く見られます。もし木の根っこに土が盛ってあれば大変悔やまれます。

ぜひ府中町でもより迅速な道路管理を進めるため、無料アプリであるLINEなどを活用し、町民が気軽に利用しやすい通報システムの整備を考えてもらえませんか。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。14番齋藤議員の一般質問、道路破損などの通報システムの整備について答弁します。

近年、道路陥没や破損等の自治体への報告は、従来の電話やメールに加え、スマートフォンで撮影した情報を無料通信アプリなどを利用して通報することで、住民と自治体が情報共有する方法が増えてきています。当町における道路補修を要する箇所の確認方法ですが、町職員による道路パトロールでの発見によるものと、住民や通過交通からの情報提供により現地調査を行っております。

住民からの情報提供については、現状は電話による情報提供がほとんどで、そのほかにメールによる情報提供がございます。また、令和2年6月に締結した府中町と府中町内郵便局との地域における協力に関する覚書により、郵便物の配達時に郵便局員の方が発見した道路損傷等の情報を府中町へ提供していただく、安心・安全にまちづくりに向けた新たな取組も開始いたしました。

情報提供のその後の対応については、町職員が現地の状況を確認し、職員で対応できる場合は即対応し、職員での対応が難しい場合は町内業者に対応を依頼しております。道路破損の情報提供については、近隣市町で既に広島市や廿日市市で、来年度からは海田町が通信アプリを活用されます。

当町においては、先ほど答弁した従来の電話による情報提供は直接住民と町職員とで話ができる形になりますので、詳しい場所や現場の状況など伝わりやすく、緊急性の高い場合など早急な対応が取れるというメリットがございます。コンパクトな当町の町域からすると、有効であると考えております。電話によるコミュニケーションに

対し、近年は気軽さという感覚からＬＩＮＥやＳＮＳなどで行うやり取りが広い世代に普及していることから、道路破損の情報提供についても、通信アプリなどを活用することも有効な手段であると考えております。

今後については、幅広い層からの情報提供を促進するといった観点から、通信アプリなどを活用した通報の受付について、他市町の動向を注視しながら調査・研究を進め、第５次総合計画において事業化に向けた検討をしてみたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ２回目の質問ございますか。

１４番齋藤議員。

○１４番（齋藤 昇君） 齋藤です。御答弁本当にありがとうございました。従来どおりの町職員による道路パトロールの実施だけではなく、郵便局との覚書による配達員の方からの道路破損の情報提供など、安心・安全なまちづくりのため町も新たな取組をしているということが分かりました。これまでの住民からの電話やメールによる道路破損の情報だけではなく、スマートフォンの無料通信アプリなどを利用した道路破損の通報システムは、速やかに対応ができる有効な手段であるといえます。

また、府中町のＬＩＮＥ登録者数は現在７，０００人ですが、こういった道路破損などの情報提供方法への採用を通じてＬＩＮＥ登録者が増加すれば、もっと多くの問題で相乗効果により府中町の魅力を発信する機会が増えるものと考えられます。ＬＩＮＥなどを活用した情報の受付について、他市町の動向を注視しながら、第５次総合計画において事業化に向けた検討をしてみたいという答弁でしたので、誰もが気軽に使えるシステムにしていきたいと思います。

今後も安心・安全なまちづくりに向け、皆さんが利用する道路の適切な維持管理に努めていただきますように要望をして、これで私の質問を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第２項、道路破損などの通報システムの整備について、１４番齋藤議員の質問を終わります。

続いて、建設関係第３項、公園でのボール遊びについて、６番田中議員の質問を行います。

６番田中議員。

○６番（田中伸武君） 田中伸武です。お願いします。公園のボール遊びについての質問であります。先ほど狩野議員のほうから、午前中は町内の公園の整備と管理につい

て質疑があったところでもありますけれども、私のほうはその公園のボール遊びについてのお尋ねです。

ボール遊び、ボールプレイ、プレイボールです。海の向こうで今日非常に盛り上がっておったこのプレイボールについて、特に試合というよりもキャッチボールとかサッカーのパス回しとかリフティングとか、いわゆる近所の小中学生が近場で遊ぶと。そういうことについての質問であります。

先ほどの質疑の中でもありましたけれども、いわゆる小さなほうの公園でいうところの児童遊園、今は地域の公園という言い方、これが町内41か所、あるいは街区の公園、これが町内11か所、そこらで楽しむ遊びについての質問であります。

私の問題意識としては、今の小中学生が公園で気軽にキャッチボールなんかがしにくい状況にあると。事実上禁止になっている場合もあると。伸び伸びと遊べる環境になっとらんのではないかとそういう点であります。

昨年、長野市の公園では子どもの騒音とかに対する苦情があって、市が公園廃止を決めたとニュースになりました。子どもの声とか、あるいはボールのクッション音がうるさいという近隣の市民の声、たった一人の声が市を動かしたということでニュースになったわけですが、これもネットなんかの続報を見ると、存続を求める署名が8,000人以上集まったとか、あるいは議会の一般質問があったりだとか、論議を呼んでいるわけであります。そのうちに、長野の場合は何か公園が借地だったということになって、市はその地主に返して、別のところに公園を造るんじゃないという動きまで出てきているようであります。いずれにしても、一人の騒音苦情によって公園廃止が決定したということは変わらないようであります。非常に考えさせられる事例でありました。

府中町は、第4次総合計画で商・工・住のバランスを求めて次世代に元気をつなげるひととまちという基本理念を掲げております。けれども、住環境としての公園は十分ではありません。先ほどの質疑でもありましたように、町内の一人当たりの公園面積はまだまだ足りない、いろんな条例上とは別の公園を足すと、一人当たり5平米を増えるとかそういう計算もあるようですが、基本的にはやはり町内は公園が少ない。昔のように遊べる空き地もない。高度成長期に一気に都市化が進んだ府中だけに、公園もたくさん造ったけれども、それ以上に田んぼや空き地もなくなって結局遊び場がなくなっておるということで、子どもにとっては本当にかわいそうだと僕は

思うわけでありまして、成長にも影響が来やしないかと心配するところでもあります。

ビルを高めて、もっともっと人をようけ住ませたほうがいいんじゃないというそういう方もおられるでしょうけども、私はむしろ逆だろうと。ベッドタウンとしては、オープンスペースとか緑の空間がもっと必要なんじゃないですか。今はやっぱり、にぎわいよりは潤いの時代だと。そっちのほうが大事だと私は考えるわけでもあります。

町内で長年スポーツの団体の役員をされている長老の方がよく言われます。空城公園もよく利用されている方ですけども、子育て重視という町の看板の割には、子どもの遊び場がないまちなんだよ、このまちはと、しょっちゅう苦情というか同情をこぼしておられるわけでもあります。4次総と一緒に策定した町の緑の基本計画の中にはこうあります。やっぱり当町の市街地には農地やまとまった樹林などがあまり残っていない。都市公園以外の整備も含めて、総合的に市街地の緑地面積の改善や潤いの創出に取り組んでいく必要がある。緑地というのは、ここで言う緑地の緑もあるし、オープンなスペースも含まれているわけでもあります。

そういう子どもたちがボール遊びをしにくいというのは、こういう物理的に場所が少ないということも大きいわけですが、それと合わせて長野の例にあるように、やっぱり周囲からボール遊びは駄目やと、そういうプレッシャーがかかっていることも大きいところでもあります。

府中町内の公園、先ほどの地域の公園41か所、街区公園11か所、ここのほとんどに掲げている共通の看板は禁止されているという大きな文言があって、こういうことが禁止されているんだということが記されてあるわけです。禁止されています。広場で火器を利用する、火を使うこと、犬を離すこと、無断で駐車をすること、それでもう一つが野球・サッカー等の球技をすること。看板に大きく禁止、これが禁止されています。その中に、野球やサッカー等の球技をすることと書いてあるわけでもあります。ここに描かれている分かりやすいイラストなんですが、これは非常に半ズボンの小学校の低学年ぐらいの子どもが一人がバットを構えて、そこへボールが点々と転がっている。サッカーボールもちよこちょこっと転がっている。たった一人で。とてもワールドベースボールクラシックを石井城公園でやっているようには見えないような、子どもがちょろちょろとやっているそういうイラストが描かれているわけですが、その上に大きく禁止されていますと記されている。

結構厳しい看板かなと思うわけでもありますけれども、町内会の役員なんかをしてお

りますとよく頼まれることがありますので、私も経験があるんですけども、お年寄りからボール遊び、バシッと軟球なんかで厳しいキャッチボールをする子もおるわけでありまして、ボール遊びは禁止だと注意してくれやと。あそこ、この間誰かやりよったでというような通報を受けたり、町内会の役員だったら、お前公園でボール禁止なん分かつとろうが、注意せえやというようなことも頼まれるわけでありまして。私も実際にキャッチボールをしている中学生ぐらいのところに行って、なるべくにこやかに、あのね、気をつけてやろうねとかってこっちもおどおど頼むわけですけども、中学生がああまた言われた、どこ行ってやりやええんねと言って嘆くわけでありまして。本当にかわいそうなわけでありまして。同じ公園で僕らが子どもの頃、ちゃんとバットを振りよったわけですからね。申し訳ないなと。

高齢者の中には、そういうキャッチボール少年やサッカー少年に禁止だと厳しく言う人に限って結構看板を指さして、ほら見い、ここ書いてあるんでという方もおられるし、そういう方に限って、自分はグラウンドゴルフを一生懸命やっておったりするわけでありまして。グラウンドゴルフも球技じゃないかとそういう指摘も子どもから受けたりするわけですが、球技をすることを禁止しているという看板の、球技とは何ぞやみたいなことにもなるわけでありまして。

高度成長期の、先ほど昭和40年代から50年代に整備された公園が今4～50年たったと。あの頃子どもだった児童、児童遊園が今はすっかりじじい遊園になつとるじゃないかと。児童じゃない、じじいじゃないか、どっちが主役やという声も聞くわけでありまして。

府中に限ったことではない、こういう状況を何とか円満に全世代が楽しむためにどうすればいいか。これは、新聞のよろず相談室というところに載った中国新聞の去年の6月19日のですけども、面白いことが書いてありますね。公園を独占しようとする高齢者グループに悩む広島区中区の主婦46歳からの相談です。2歳の子どもと公園に遊びに行ったとき、高齢者グループがグラウンドゴルフをしていました。邪魔にならないよう遊んでいたのに、複数の高齢者に危ないから向こうで遊んでくれ、もうここで何十年もやっているんだと言われました。納得できず役所に相談すると、譲り合って利用してくださいと言われました。どうすれば高齢者グループと子ども連れが円満に公園を使えるのでしょうか。

これに対してこの新聞は面白いんじゃないけど、読者がこういう解決策があるよって

幾つか声を次の週に出すんですけども、あまり良い解決とは思えんのじゃけど、例えば廿日市市団体職員男性60歳、役所は公園について個別に細かいルールを設けていないので、譲り合ってという答えになってしまうでしょう。一部の方々が独占するのはおかしいので町内会などに相談し、曜日ごとの利用方法をルール化して周知してもらったらどうでしょうかと。どうでしょうかと言われても、なかなか難しいですね。

広島市安佐南区主婦55歳、その公園でないとだめですか。私も子どもが幼かった頃はいろんな公園を巡って、新しいママ友もできましたよと。逃避型というか、これもね。広島県熊野町の主婦67歳、グラウンドゴルフのお年寄りも、お子さんにけがをさせてはいけないと心配しているのかもしれない。コミュニケーションを図ることがお互いに譲り合いの気持ち、こんにちはこの声をかければ。逆にお年寄り、福山市主婦77歳からは、私は仲間とグラウンドゴルフをするときは必ず公園を管理する市に届け出て、時間と区画を決めて使います。なるべく高齢者はそうした施設を使い、公園は子どもを優先してあげるべきだと思います。いろんな声が出てくるわけがあります。

まとめというような係からのコメントは、皆が楽しく利用したい公園、衝突を避ける意見が目立ちました。グラウンドゴルフをする側も使う曜日や時間を決めて地域に周知をしたり、遊んでいる親子に声かけをしたりと互いに配慮したコミュニケーションが大切だと思います。まあ、あまり解決策にはなっていないんですね。これは、広島为例だから恐らくどこでも似たようなケースだろうと思うわけでありすけれども、この世代間戦争に発展しないためにその火種をどうすればいいか。ここは結構工夫のし甲斐があるところじゃないかと思うわけでありす。

そこでお尋ねであります。質問の一つ目は、ボール遊びをしたいという要望や逆に迷惑だからさせるなという苦情など、住民から町に届けられた意見の実例はどんなものがあるか。二つ目、禁止されていますと明示した先ほどの町の看板の意図、町の公園で統一的に掲示されている看板の意図、狙い。三番目、条例などで規定する禁止行為、条例では具体的には実際に何を禁止している、法的な根拠、そこはどうなっているのか。看板の表現と一致しているのかどうかが問題になるわけでありすけれども、そこは条例上の扱いはどうかと。

それから、町内ではちょっと珍しいんですけども、柳ヶ丘南広場、南保育所があった跡地に保育所が廃止された後4～5年前にできた公園、あそこはボールで遊んでも

ええんよということにどうもなっておると。近所でもそういうふうに言われているわけですけども、ほかの公園と違う扱い、そこはどうなっているのか。

そして４番目の質問として、先ほどのアイデアの中でも出てきましたけども、時間帯を指定して区別するなり、使い分けするなどのそういう工夫はできないのかどうか、できるのかできないのか。町内会の利用とか、あるいは愛好グループの利用団体の理解を求める、お互い世代間戦争を避けるための中国の平和案じゃないですけども、何か策はないのかと。この４番目は本当に難しくて、地区によっても地域事情が様々なので難しいところではありますが、何か考えられないのか。

そういう観点で質問をして、この問題をちょっと考えてみたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。６番、田中議員の一般質問、公園でのボール遊びについて答弁いたします。

都市公園法では、公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とし、都市公園の設置及び管理に関する基準等が定められております。国が設置する都市公園では、利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為として、指定場所以外でのたき火、立入禁止区域内に立ち入ること、指定場所以外の場所に車両を乗り入れることなどが定められております。

府中町にはチェリーゴード空城パーク、揚倉山健康運動公園など一定規模の面積を持つ都市公園が１３か所、また街区内にある身近な児童遊園や広場など、地域の公園が４１か所ございます。それぞれ府中町都市公園条例及び府中町地域の公園設置及び管理条例に基づき、適切に維持管理を行っております。

府中町都市公園条例において禁止されている主な行為は、公園を損傷したり汚損することや、公園の利用者に迷惑を及ぼすような行為をすることなど、公園の管理に支障があると認められる行為となっております。また、府中町地域の公園設置及び管理条例において禁止されている行為についても、府中町都市公園条例の禁止行為と同様の内容となっております。

公園の利用については、都市公園のうちチェリーゴード空城パーク及び揚倉山健康運動公園は予約制でグラウンドを利用することとなっておりますが、その他の都市公

園や地域の公園については予約制ではなく、皆さんに自由に利用していただいております。

質問にございました球技禁止の掲示については、両条例の禁止行為である利用者に迷惑を及ぼすような行為に該当するものと判断しており、具体的には試合形式の野球やサッカーなどを想定したもので、全てのボール遊びを禁止する意図はございません。

質問 1 のボール遊びをしたいという要望や逆に迷惑だからさせるなという苦情など、住民から町に届けられた意見の実例については、球技をさせるなといった苦情は令和 2 年以降 18 件、一方、ボール遊びをしたいといった要望は 1 件ございました。内容といたしましては、ボールが近隣家屋の敷地内に飛んで家屋に当たったというものや、ボール遊びは禁止なのに、なぜグラウンドゴルフはいいのかといった内容でした。

議員御指摘のとおり、グラウンドゴルフについては公園や児童遊園の大部分を使用するため、他の利用者のトラブルも寄せられております。町といたしましては、利用者の皆さんが譲り合いながら協力して利用をしていただきたいと考えております。

質問 2 の禁止されていますと明示した町の掲示板の意図については、掲示板には利用者に迷惑を及ぼすような行為ということで、都市公園法では具体的にな行動は記載されていないため、想定されるものや過去に苦情のあった実例を絵で表示しております。しかしながら、更新時には他の市町を参考にしながら、皆さんが利用しやすいよう表現を工夫していきたいと考えております。

質問 3 の条例などで規定する禁止行為の具体的内容、ボール遊びオーケーとされる柳ヶ丘南広場の扱いはについては、禁止行為の具体的内容は先ほど答弁いたしました。公園を損傷したり汚損することや公園の利用者に迷惑を及ぼすような行為をすることなど、公園の管理に支障があると認められる行為となっております。柳ヶ丘南広場は町南部地区において他の公園や児童遊園よりも敷地が広く、遊具等もないためボール遊びがしやすい広場を想定して、地域の方の意見を聞き環境整備を行いました。

質問 4 のボール遊びの時間帯指定など工夫、町内会や利用団体の理解促進策などについては、ボール遊びの時間帯指定について、基本的に公園は利用者の皆さんで譲り合いながら協力して利用していただきたいと考えており、現時点では時間帯指定の利用は考えておりません。しかし、近隣市町の状況を踏まえ、調査研究はしてまいりたいと考えております。

町内会や利用団体の理解促進策については、地域によって実情が異なりますが、公

園遊具の更新などの機会に町内会などからの意見を聞きながら、適切な維持管理を行ってまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2 回目の質問はございますか。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） ありがとうございます。ボール遊びの苦情ですけども、この3 年近くで18 件ということで、役場にまで連絡してくる件数としては、意外に多いようにも思うわけであります。逆にボール遊びがしたいというそういう要望が少ない、1 件というのは、これは子どもは役場によろ電話しませんし、大人に言いたいことというのはなかなか言うわんから、こんなものかなと思うわけであります。

先ほどの世代間戦争ではないですけども、グラウンドゴルフはやっぱり占有面積が大きいから、そんなに領地をようけ取りやさんなというトラブルもあるというようです。もちろん、空城山とか揚倉できちっと予約を取ってやるグラウンドゴルフに対する苦情じゃないのは言うまでもないことでありますけども、状況はそんなところで分かるところであります。

それから、例の禁止していますの看板の問題ですが、今の御答弁にありましたように、条例とちょっとずれている面もあるのではないかと。条例上は、あくまで利用者に迷惑を及ぼすような行為をすることが禁止されているわけです。今の地域の公園設置管理条例でいうと第3 条の10 の迷惑行為ですけども、球技なんていう具体的な表現は条例上は一切ないわけですよ。看板のほうには、球技をすることが禁止されていますと掲げられているわけですけども、ここはちょっと解釈によってはいろいろずれが生じることもあるのではないかというわけであります。

ちなみに広島市の公園の看板ですけども、見て回ると一番多い統一的な看板の表記はもうちょっと緩やかな表記になっていまして、公園は憩いの場所です。危険な遊び・車の乗り入れ・たき火その他、他人に迷惑をかけることはしてはいけません。こういう表現で、ほとんどの広島市の公園には統一看板があるわけであります。広島市の条例も府中町とほぼ同じ規定になっているわけですから、根拠としては似とるわけですけども、表現がちょっと違う。ただ、近隣の悩みとか住民とのいろんなトラブルというのは恐らく同じだろうと思われるわけで、ここはどういう表現でその戦争を避けるかみたいなのは、工夫のしどころかもしれません。

広島市は恐らく同じトラブルがあっても、府中町のいじわるじいさんのような、いじわるというのは申し訳ない、厳しいじいさんのように、ほら、ここの看板を見てみんさい、禁止いうて書いてあるだろうと。少なくともそういうおじさんは、広島市の公園では成り立たないということになってしまうわけであります。表現としては、ひとつ参考になるなと思うわけであります。

それから柳ヶ丘南の広場の問題ですが、先ほどの答弁でありました、ボール遊びができる公園にしてほしいなどというそういう要望を受けてボールをオーケーにしたと伝わっておるわけですが、実際には条例上の柳ヶ丘南は別扱いにはなっていない。ほかの公園と一緒にであると。ルール上は全く同じだと。ただ、ボール遊びがしやすい広場を想定して環境整備を行いましたという御答弁でありました。この想定しての環境整備というところは、具体的にはフェンスをちょっと高くしてボールが飛び出しにくい、出にくい、そういうところの環境整備だと思われるわけですが、だから現実には何かボール遊びが保障されているわけではないけども、そんな緩やかな環境を整備しているということが分かるわけであります。

実際、あそこの柳ヶ丘には、さっきの町内あちこちに統一的に表示されている禁止されていますという看板とは別に、もう一つ柳ヶ丘南だけの看板があるんですね。これも同じような黄色な看板ですけど、ネットを超えるボール遊びはしない、府中町と書いてあるわけですね。球技はしてはいけないというんじゃなくて、ネットを超えるボール遊びはしないという表現、面白いですね。ネットを超えなければボール遊びをしてもいいよというサインになってしまうわけで、この辺が明確なキャッチボール広場とはうたえないにしても、現実として使えていると。周囲・環境も認めていると、そういう環境の公園になっている、広場になっているということが分かるわけであります。一つのいい、曖昧だけど一つの手かもしれません。ただ、世代が変わったりあるいは住民の意識構成なり年齢構成が変わったりすると、ここはどうなるか。やっぱりボールはいけんのんよとか、いや、フェンス超えにやええんよと、そういう論争がひょっとしたら起きるかもしれません。

直接は関係ないですけど、今の小学生はちょっとかわいそうで、自分の小学校区からなるべく出ないと、親と一緒にないと出ないということなんで、あそこは南小学校区じゃけ行っちゃいけんよとかみたいなことになったら隣の学校区からは遊べないので、真面目にそのルールを守るとちょっと町内での行き来が難しくなるのかなという

気もするわけではありますが、僕らが子どもの頃はもちろん府中小学校と南小学校しかなかったので、町内どこに遊びにいってもほとんどいいよという感じだったので、これもちょっとかわいそうだなと思うわけではありますが、柳ヶ丘南の広場の在り方というのは一つのヒントになるかもしれません。

そのほか、これもよく目につくんですけども、役場の前のくすのきプラザのところの広場、まあこれは子どもがすごい、天国のように遊びまわっている場所でありますね。行事のときに臨時の駐車場になったりする空き地ということでしょうか。土手の上のところは本町公園だけど、下は公園じゃない、公共の用地で空き地であるという扱いなんですけども、子どもたちでいつもにぎわっている。ボール遊びどころか自転車が行き来するわ、スケボーもやるわ、おうおう大丈夫かいのという感じで皆さんが遊んでおるんですが、でも本当に楽しそうで、まあこれがいい場所だなと思うわけではありますが、法的にはそういう広場ではないと。でも解放区になっているということです。

小学校の校長先生にちょっと聞いたんですけども、何で子どもからそんな苦情とか、あるいは遊びたいという要望はないんですかと言ったら、それどころじゃない、今忙しいんですよ子どもは、という話でしたけども、下校時刻になって一旦学校から帰宅すると。一旦帰宅したら、また舞い戻ってきて遊んでもいいよとかいうことにはなっているようなんですけども、なかなかグラウンドにも遊ぶ子どもの姿がちょっと少ない。身近な公園で遊べないからなのか、塾やゲーム遊びに忙しいのか、いろんな要素があるんだろうと思います。それは余談ではありますが、やはり環境としての自由に遊べる場所というのは大事だろうと思うわけであります。

そこで再質問でありますけれども、一つはやはりさっきの統一看板の禁止されている看板の工夫、それとともに実際に愛好しているグループとかあるいは町内会とかに、もうちょっと条例はこうなっているけれど、やはり譲り合うように、あるいは時間を決めて楽しみ合おうねということ、そういう機運をもうちょっと広める、そういう策も宣伝もいるんじゃないかと思うわけであります。戦争になる前に、いや、うちの領地なんだと。いや、違う違う、あんたの領地かどうかは分からんけど、みんなの領地なんやと。それで、地域によってももちろん事情が違いますし、年寄りが多いところもあるし若い人が多いところもあるから、なかなかバシッとしたルールは難しいかもしれませんが、少なしそういうことを考えてもらう、そういうPR、パブリックリレー

ションといいますかそういう宣伝、そこももうちょっと看板とともにいるのではないかとということです。

それともう一つは、これは具体的な提案にはなるんですけども、時間帯の利用区分け、これはやはり検討の余地があるのではないかと。例えば、大須の高速道路の高架の下の土地ですけども、浜ノ尻橋を渡ってイオン側に行くとき、北川の土手の公園の下の高架下はグラウンドゴルフ専用練習場のようになっていると。ほとんどグラウンドゴルフが使っている。交差点の左側の南側は普通の広場として公園になっている。あのグラウンドでしょっちゅうグラウンドゴルフをやっているところも、時間帯によっては使っていない、こういうところも利用も何か工夫をして戦争になる火種にならないようにする、そういう知恵もできるのではないかと。そういうことも考えられるわけであります。

すみません、再質問としては、先ほどのPR効果のようなものを一つ考えられるのではないかとということ、大須の下のような広場も例えば活用して、高架下のような広場も例えば活用して、時間帯で別で仲よくできるようなことも考えられるのではないかと。その2点を再質問いたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

維持管理課長。

○維持管理課長（谷口洋二君） 維持管理課長です。6番田中議員の2回目の質問に答弁いたします。

町内会や公園利用者への条例内容の周知については、現在府中町都市公園条例や府中町地域の公園設置及び管理条例の禁止行為などが利用者に分かりやすく伝わるよう、公園内に掲示板や看板などを設置しています。しかしながら、議員御指摘のとおり表現が分かりにくいものもありますので、建設部長の答弁にもありましたが、更新時には皆さんが利用しやすいよう表現を工夫していきたいと考えています。

譲り合いのお願いなどにつきましては、各公園・児童遊園によってトラブルなどなく譲り合いながら利用されているところもありますので、状況を見ながら研究してまいりたいと考えています。

ボール遊びができる時間帯の設定については、グラウンドゴルフのためキャッチボールやサッカーなどのボール遊びができないといった苦情は令和2年以降1件ということもあり、利用者間の時間帯のすみ分けはほぼできているのではないかと考えてい

ます。ただし、地域によっては実情が異なる場合がありますので、そういった声があれば個別に対応させていただきたいと考えています。

府中町立軽スポーツ広場は広島県の占用許可を受け設置された施設で、府中町立体育場の設置及び管理条例によりますと、体育の普及振興を図り、町民の心身の健全な発展に寄与するためのものです。公園は禁止行為を除き利用者の皆さんが自由に活動できる施設です。特定の目的を持った体育場などとは対象とする利用者が異なるため、公園や児童遊園のような取扱いをすることは難しいと考えます。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3 回目の質問はございますか。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） いろいろとありがとうございます。なかなか決めてというのはもちろんないわけですし、うまいこといっているところもあるし、そうでない場所もある。そういう中で、看板やそういう宣伝、掲示あるいは配布物等で機運としていろいろ訴えかけていくということは、これからも特に戦争をあおることのないような工夫をさらにしていただきたいと思いますし、町内会によっても事情がいろいろあるんで、そこらもよく酌み取っていただきたいと思います。

先ほどの軽スポーツ広場という名称ですけども、大須の高架下の広場のところですけども、ここは県の占有許可を受けた施設であって、体育場の設置管理条例の適応を受けておる場所だということですけども、これは町民にとっては体育場の設置管理条例の場所であろうと地域の公園の設置の管理条例の場所であろうと全く区別はつかないし、見た目も分からない。特にあそこはさっきも言いましたように、浜ノ尻橋の通りを挟んで右が体育場の設置管理条例でグラウンドゴルフしか使えんよと、左は公園なんよと言われても、そこは住民には分かりにくいわけであります。

条例上でこうなっておるから使えんのじゃなくて、使えるようにするには条例をどうすればいいんかということを町民の立場で考えるべきじゃないかという気もするわけであります。軽スポーツ広場について言えば、実際には今許可を受けたグラウンドゴルフ団体 5 ～ 6 団体が交代で使って、ほぼ連日使っておるわけですけども、土曜日と日曜日の午後は使っていない、空いておるわけですね。土日の午後というのは、結構小中学生にとっても使いやすい時間帯かもしれませんね。もう町民の中には、あそこはグラウンドゴルフ専用場になっとなよ、年寄り天国なんよということが定着し

ているからそういう意識になっているのかもしれませんが、逆に、例えば土日はキャッチボール天国よと、サッカーオーケーよみたいなことにすると、徐々に定着してそこで子どもたちが集まってくることがあるかもしれません。学校区を超えるという問題があるんですけどね、小学校の場合だと。

軽スポーツ広場について言えば、これもちょっと教育委員会のほうにも指摘させていただいたんですけども、町のホームページでは一時間 170 円で誰でも使えますよというふうに P R しているわけでありますね。現実には、登録団体であるグラウンドゴルフグループに無料でほぼ連日使わせているわけでありますけども、もともとはグラウンドじゃなくて、広くほかのいろんなスポーツにも使えるという想定であったんじゃないかなとそうも思うわけであります。経緯はちょっと不明ですけども、一つの場所としては何か工夫できるという気がしてならないわけであります。

フェンスがちょっと足らんのであれば、上のほうにネットをちょっと張り足すとかいう手もあるかと思います。子どもたちからグラウンドゴルフばかり、もう年寄りばかり、府中の町は楽しゅうないよと、そんなことを思わせたくないわけであります。これは質問というより意見・要望の類になりますけども、そういったことも再度検討する余地があるんじゃないかということを指摘させていただきます。

もちろんキャッチボールやサッカーだけではない、バスケットボールだとかスケボーもある。バスケは北交流センターの網の中で 20 分交代で無料で借りれるようですが、結構待たされることもあるようです。多様化する子どもたちの遊び、そこにどう対応していくかなかなか難しいですけれども、高齢者の軽スポーツも大事にしながら両立を図るというところも再度チャレンジして、みんなで考えていきたいと思うわけであります。

もう一度、4 次総の後期実施計画のところのくだりを指摘して終わります。子どもが安心して遊べる公園や超高齢社会に向けた世代間交流が図れる健康的なコミュニケーション空間等の創出を推進します。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第 3 項、公園でのボール遊びについて、6 番田中議員の質問を終わります。

続いて、建設関係第 4 項、補助街路の整備について、6 番田中議員の質問を行います。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） 田中伸武です。お願いします。今度はそう長くやりませんので、続いてお願いいたします。

補助街路の整備についての質問であります。補助街路の整備事業というのは、府中町独自の制度でありますけれども、都市計画道路のような大きな改造とは違って、その大きな道路の間を結ぶ文字どおり補助的な街路、この整備を後押しする制度だと理解しております。町が用地を買収したり測量費なども保証するとそういう制度であります。

都市計画道路と違って審議会もないし、法的な強制力もない、だけれども全体的な図面をこことここに構想するのよという、町内の図面を線を引いて住民協力を求めるというそういう点では、都市計画道路と似ていると、私は勝手にミニ都市計画道路だということも読めるのではないかと思うわけでありますけれども、いかんせん町民にはあまり知られていないそういう制度なわけであります。

8 年前の 2015 年 12 月定例会では、西議員が一般質問してやり取りもあったわけですけども、私はよく知らなかった。それがここ 2 年前ですか、北小学校から降りた榎川沿いのところと西の石井城の古い町並み、そこを結ぶところに御衣尾地区の南東部辺りですが、突如としてというかズバンと道路ができて、車が通れる道化ができた。それまではあぜ道のような路地のようなところだったところにポンとできて、あっと驚いたわけであります。長さは 150 メートルしかないけれども、北小学校の入り口にもなっていて、通学にも大いに役に立っている。これが補助街路事業で整備した道だったと気がついたわけであります。

現在は、その同じ榎川沿いでちょっと下ったところで、新宮橋のところですね。それから山の谷、力山議員の家のほうへ抜ける道、谷の道、これがやはりこの補助街路事業で整備されている。ここも小型車がやっどこさ通れるような道が、車の離合ができるような道になっていきよると。豪雨の復旧工事で砂防ダムを建設したのに合わせて造られておるわけですけども、この補助街路事業も、規模は小さくてもすごく住民には便利だなということが分かるわけですね。ここ数年の動きを見て、あ、こういう制度があったのかというのを私も恥ずかしながら初めて知りまして、この事業はどうなっているのかとお尋ねするわけであります。

先ほどからも論議で出ておりますけれども、府中町は県内で最も町域が狭くて、最

も人口密度が高いまちであります。高度成長期に爆発的に人口が増えて住宅で埋め尽くされた、遊び場もないなったし、道路などの基盤整備が追いつかなかったと。都市計画道路は着々と進んでおりますけども、そういう生活道路のところはまだ未整備です。それをこうやって着々とですが整備しようとしていく。非常に有効なまちにとって、府中町ならではの施策だとも思われるわけですが周知されていない。

そこでお尋ねであります。一つ、そもそもこの補助街路整備事業の内容・特性、導入の経緯あるいは法的根拠とか財政措置、この制度の特徴について。二つ目は、この補助街路の路線、大きくは図面を引いた構想路線があって、事業に取りかかるところの指定路線があって、そして実際に整備されていくところがあると。これがそれぞれ何本あって何キロあって、今まで幾らかけているのかと。それから３番目、そうして着々というか遅々としてというか、進んでおる整備についてどう評価するか。町民の声はいかななものかと。そして４番目、これは私の問題意識なんですけど、やはり住民への周知、せつかくの事業なのに、これを推進させるための誘導策とかあるいは支援の手だてというのはどう工夫されているのか。以上をお尋ねいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。６番田中議員からの御質問、補助街路の整備について答弁します。

町では、地域間交通を担う幹線道路を補完する主要生活道路として、買い物・通勤・通学など日常的に安全で快適に利用でき、災害時には避難路や消防活動の場として防災機能を担う補助街路の整備を進めております。

一つ目の御質問、事業の内容・特性・導入の経緯・法的根拠・財源措置について答弁します。本事業で整備する補助街路とは、歩行者・自転車及び自動車が安全で快適に通行できる交通機能の向上を図るための道路、二つ目に、緑・日照及び通風の確保により良好な住環境の向上を図るための道路、三つ目、避難路の確保及び消防活動困難区域の解消により、地域防災の強化を図るための道路の三つを基本理念として、道路の幅員は原則６メートルで、おおむね２５０メートル間隔の格子状に配置することを基本とした道路です。

補助街路整備路線の指定は、補助街路ネットワーク基本構想図から事業の容易性・緊急性・地域バランス等を考慮し路線を選定し、関係する町内会や権利者などを対象

に説明会や個別説明を行い、住民意見の聴取及び事業への同意状況などを踏まえ、地域の整備要望状況や事業の効果について検討し、関係機関と協議・調整した上で町長が指定をいたします。

住民権利者の同意については、本事業が既成市街地での道路整備であることから、現道拡幅や民有地への道路新設となり、住民・権利者の協力が不可欠な事業です。補助街路事業に必要な用地の取得については、権利者に補助街路事業の制度趣旨等を丁寧に説明し、納得していただいた上で取得する任意買収を基本としており、都市計画道路で行われるような用地の取得は行っておりません。

本事業の導入については、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災において、多発的な火災が木造老朽家屋が密集する市街地を中心に拡大したことを踏まえ、国が平成15年に震災時において大規模な火災の可能性がある、重点的に改善すべき市街地を公表いたしました。町においても、本町3丁目地区を含めた41ヘクタールが重点密集市街地、いわゆる重点的に改善すべき密集市街地のことをいいますが、こちらのほうが示され、また町全域においても狭隘な道路が多いことを踏まえ、密集市街地の問題を含め既成市街地の整備改善を行い、災害や火災時の緊急活動など防災機能を備えた道路として、また通勤・通学時など日常生活においても安全・快適に利用できる主要生活道路として、議員御指摘のとおり大阪や東京の類似モデル事業を参考に、町の独自事業として平成19年度に補助街路整備計画を策定し、事業を開始いたしました。

補助街路整備事業の法的根拠として、市町村道の新設または開地は、その路線の存する市町村が行うとする道路法第16条第1項の整備事業として、本事業は国の道路事業の補助金、令和3年度までは防災安全交付金、令和4年度からは交通安全対策通学路緊急対策の個別補助金を活用いたしております。また、起債事業として公共事業等債、地方道路等整備事業債を活用しております。

続いて二つ目、これまでの補助街路路線の構想、指定、完了の状況と投資額、今後の見通しについて答弁いたします。平成19年度に策定した補助街路整備計画では68路線、1万7,645メートルを選定いたしております。これまでに7件8路線、延長にしますと1,112メートルを指定しております。現在工事中のみくまり14号線新宮橋はこの補助街路整備事業で進めており、令和5年6月末の完成予定です。また、歴史民俗資料館の解体に合わせ、実施予定の本町40号線の一部が未整備

となっておりますが、その他の路線の指定区間の工事は完了いたしております。

これまでの事業費、令和３年度末時点は総額で４億２，８００万円、内訳は工事費が２億９００万円、委託料２，０００万円、用地取得費９，３００万円、補償費１億６００万円です。今後も国・広島県と協議の上、道路事業として国の補助金を活用して、事業の円滑な推進を図ってまいります。

続いて三つ目、整備実施の評価についてです。補助街路整備事業を行うことで安全な歩行者の空間の確保や緊急車両の進入路の確保など、安心・安全なまちづくりに寄与し、地域の安全性が向上いたしました。府中町第４次総合計画改訂版では、幅員４メートル未満の町道延長割合を指標としており、平成２７年度の当初値３２．９％から令和７年度の目標値３１．９％以下にすることとしております。令和３年度末時点の実績値は３２．０％となり、目標値を達成できる見通しであります。

最後に四つ目、住民への周知・事業推進への誘導・支援策についてです。本事業は住民や事業者への周知、こちらのほうは町公式ホームページで補助街路ネットワーク基本構想図と補助街路整備事業パンフレット、こちらのほうを公表しております。町内には依然として４メートル未満の道路が多く存在しており、より安全で良好な住環境を実現するためには、地域の住民の方の理解と協力の上事業を進めていくことが必要です。

今後も、国土強靱化地域計画や都市計画マスタープラン、現在策定中の立地適正化計画に補助街路事業を含めた道路事業を位置づけ、計画的な事業の推進を図り、また関連する国の補助事業などを有効的に活用できるよう検討し、安心・安全で快適に暮らせるまちづくりを進めてまいります。

答弁は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ２回目の質問はございますか。

６番田中議員。

○６番（田中伸武君） 休憩取らずにやる。

○議長（梶川三樹夫君） 大丈夫です。

○６番（田中伸武君） すみません、ごめんなさい。２回目の質問です。平成１９年度、２００７年度からこの事業を開始して１５年あまりやっていると。構想したのが６８路線でほとんどが細い路地とか民有地で、図面に引いたその構想路線は１７キロメートル、そのうち今ほぼ整備されたのが１．１キロメートル、全体の６．３％とい

う計算にはなるわけであります。費用も4億2,000万円今まで投じて、このうち用地取得が9,300万円で、補償費も1億600万円と。ということは、やはり協力した町民へのバックがかなりあるなという制度だということが分かるわけであります。

一般に狭い住宅地で家を建て替えたりするときに、セットバックした部分を町を寄付しようかどうかと、道路にしてもらおうかのうというときは、基本的には町は買い取ったりせずに住民の寄附に頼ることが多いわけでありますけども、その場合は地主のほうはただで土地を寄付すると。さらに分筆のための登記を、測量費、そんなことを負担する、それでやっとな協力するということになるわけです。

せんだっても、知り合いがやはり道路を町に寄附したときは、登記と測量だけで80万円かかったとこぼしておりましたけども、そうやって土地をちゃんと町に無償で提供して町道になっていくと。そういう普通のケースに比べると、この補助街路区間は都市計画道路でもないのに、用地や移転を町が保証してくれると。住民側にはメリットが、つまりは協力しやすい制度だということもある程度分かるわけであります。私がミニ都市計画道路じゃないかという言い方をするのもそんなところにあるわけです。

けれども、何度も言うけども、住民にはこの制度を知られていないと。先ほど、恥ずかしながら私も数年前に知ったということですが、実はこの町のホームページに載っている図面を見て、我が家がこれに線が引かれておるのも初めて知ったんですね。もう何十年も住んでいるうちの家がこの構想でちゃんと線が引かれておる、おいおいという感じです。古い団地ののり面で掘り込み車庫なんかも造っている狭い一画なんで、とてもちょっとこれ以上狭くなるのは今は何かなと個人的には思うわけでありますけども、ただやはり私が例えば人生で何か区切りを迎えるときとか、代替わりするときとかひよっとしたら、いや、そういやここは補助街路の線が引かれとる、我が家は引かれとるんじゃないけ協力しようかのうということも思いつかんこともあるかもしれないわけですね。隣近所とここ補助街路になつとるけ、ちょっと協力せんかみたいなことにならんとも限らない。でも、その図面になつとることさえ分からないわけでありますね。

先ほどの御答弁では、ホームページでその構想図とかあるいはパンフレットを公表しているということではありますけれども、ホームページに載っていることを知らな

ければ意味がないし、パンフレットもホームページにパンフレットが載っているわけで、実際のパンフレットはもう全部見ていて、なくなって切れて、品切れになっているわけですね。普通の都市計画道路だと、告示があったり建築制限があったりそういうものがありますから地主は当然理解しているし、町民や不動産業者もあそこは道路ができるんよ、高い建物建てちゃいけないよと、いずれちょっとずらしたかないけんとか分かるわけですね。ただ、補助街路路線はそれが知られていないということであります。

再質問としては、もうひとつやっぱり工夫をするべきじゃないかという点を重ねてお尋ねする。もう一つ、これは付け足しのように申し訳ありませんけども、同じような制度として府中独自の本町3丁目の重点密集市街地ですね。ここも補助街路と同様の協力しやすい狭隘道路拡幅の買収支援のできる用地になっておるわけです。補助街路整備から5年後に指定した狭隘道路拡幅の整備も本町3丁目、町内会で言うと砂原地区長会内ということになるわけですがけれども、ここもあるわけで、これらも合わせて周知していざというときは協力したい、寄附したいと、あるいは買い取ってくれるんよねということを知られるべきではないかと思うわけであります。

以上の点をちょっと再質問させていただきます。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

都市整備課長兼職次長。

○建設部次長兼職都市整備課長（礪亀 智君） 都市整備課長兼職次長です。6番田中議員からの2回目の御質問、補助街路整備事業の周知についてと、あと狭隘道路整備等促進事業について答弁いたします。

先ほどの建設部長の答弁のとおり、現在補助街路に関する事業内容とネットワーク構想図を町ホームページにおいて掲載しております。議員御指摘のとおり、本町民の皆様は本事業のことをより知っていただくために、これまでの整備状況や事業内容を定期的に町の広報ふちゅうに掲載したいと考えております。

続けて二つ目の御質問、狭隘道路整備についてでございますが、本事業の対象となる道路は本町3丁目地区の幅員4メートル未満の町道で、建物の建て替えの際に土地所有者からの申出によりセットバック部分などを町で買い取り、道路として整備する事業です。これまで国の社会資本整備総合交付金を活用して17か所、約460メートルを整備しております。ただし、本制度は令和5年度までの時限措置となっております、

町といたしましても広島県町村会を通して恒久的な制度としていただくよう要望しているところでございますが、現在国のほうからは令和6年度以降の事業継続のほうを示されておりませんので、時期実施計画への計上については、国の動向を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

答弁は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問ございますか。

6 番田中議員。

○ 6 番（田中伸武君） ありがとうございます。これで終わりますけれども、やはり制度があってもそれをしっかり周知されていないとなかなか生かしたり発展させる、推進することができないということで、住民と行政のキャッチボール、これがもっとあるんじゃないかと思うわけであります。

長いこと私の質問に付き合っていてありがとうございます。子どものキャッチボールの話に始まって、最後はちょっとこじつけですけども、住民と行政のキャッチボールももっと盛んにすることによって、よりよいまちづくりのためにみんなで頑張っていきたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

以上で、第4項、補助街路の整備について、6番田中議員の質問を終わります。

以上で、建設関係の質問を終わります。

よって、日程第2、一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 休憩をとりますか、はい。じゃあ30分まで。

2時30分から再開をいたします。休憩。

(休憩 午後 2時20分)

(再開 午後 2 時 3 0 分)

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君）　続いて日程第３、第２５号議案、府中町国民健康保険税条例及び府中町介護保険条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第25号議案、令和5年3月22日提出。

府中町国民健康保険税条例及び府中町介護保険条例の一部改正について、府中町国民健康保険税条例及び府中町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税及び介護保険料の減免の申請の特例について、対象範囲を拡大するため条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は財務部長が行います。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。府中町国民健康保険税条例及び府中町介護保険条例の一部改正について、補足して説明します。第25号議案参考資料を御覧ください。

このたびは、府中町国民健康保険税条例と府中町介護保険条例の二つの条例を同一の趣旨により改正する必要がありますので、一本の改正条例で二つの条例を改正させていただくものです。

1、改正の趣旨です。新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税及び介護保険料の減免申請の特例について、対象範囲を拡大するため条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった者などが国民健康保険税及び介護保険料の減免の申請の特例を受けることができる、いわゆるコロナ減免の対象は令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているものとしておりました。しかし、このたび国費・県費による財政支援が令和4年度相当分、令和4年度末に資格を取得したことなどにより、令和5年4月1日以後に普通徴収の納期限が到来するものまで講じられることが示されました。

よって、範囲を拡大し、4月1日以後に納期限が到来する令和4年度相当分の保険税額、保険料額にも減免申請の特例を適応するため、本改正を行うものです。

3、施行期日は公布の日です。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） それでは、質疑を行います。質疑ございますか。

田中議員。

○6番（田中伸武君） すみません。この議案がこのタイミングで出てきた理由を教えてください。会期の途中で追加で出てきた理由。

○議長（梶川三樹夫君） 税務課長。

○税務課長（藤田正明君） 税務課長です。

ただいまの質問について、追加議案となった理由ですけれども、県のほうから2月13日に通知があり、コロナの影響により収入が減少した被保険者への国民健康保険税と介護保険料の減免は令和4年度までで終了することとなり、令和5年度は対象としないという通知がありました。

このたび追加の条例改正をすることとなりましたのは、例えば令和5年3月中旬に国民健康保険に加入された場合、4月末が納期限となる納税通知書が送付されることになります。令和5年度に入ってからのお知らせではありますが、令和4年度分に該当するものであり、減免対象となりますので、追加での改正をさせていただくこととなりました。手続が遅れまして、誠にすみませんでした。

なお、コロナ減免に該当される方は年々減っており、3月に国保に加入された方で今日現在減免に該当される方はいない状況となっております。

説明は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければお諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

○議長（梶川三樹夫君） 日程第４、議員提出第１号議案、府中町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題に供します。

よって、提案説明・質疑・討論を省略し、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

○議長（梶川三樹夫君） 日程第５、選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題に供します。

○議長（梶川三樹夫君） 御異議ないようでございますので、そのように決定いたします。

○議長（梶川三樹夫君）　以上で、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

本定例会は、去る１０日から本日まで１３日間、令和５年度の各会計当初予算が提出議案ということで、予算特別委員会が設置され長丁場の定例会でありました。町長報告、行政報告が４件、議案２４件、さらに追加議案１件がございました。皆様には真摯で熱心な御審議をいただく中で、全て御承認いただいたということであります。大変感謝しております。厚くお礼を申し上げます。

新年度予算につきましては、審査過程での御意見も念頭に入れて適正に執行してまいります。

また、一昨日、本日の一般質問では様々な御提言をいただきました。しっかりと受け止めて事業を進める、あるいは検討すべきは検討するという考えでまいりたいというふうに思っております。

今日ようやく新型コロナウイルス感染症と社会経済活動の調和を図る段階となりました。やるべき防止策はしっかりと行う中で、日常を取り戻すと。そして、経済変動に伴う、町民の皆様、事業者の皆様の困難にはしっかりと寄り添った町行政となるよう努めてまいりたいと思っております。

終わりに、皆様方におかれましては健康に十分留意されまして、お元気で御活躍されますことを御祈念申し上げまして、お礼の挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） これをもちまして、令和５年第１回府中町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（閉会 午後 ２時４０分）